

## 環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成25年3月7日（木）午前 9時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである、

委員長	松元深君	副委員長	田代昇子君
委員	前島広紀君	委員	有村隆志君
委員	新橋実君	委員	今吉歳晴君
委員	前川原正人君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 池田守君

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

生活環境部長	平野貴志君	環境特任部長	西剛君
衛生施設課長	梅北悟君	施設管理G長	中馬聡君
施設整備G長	楠元聡君	施設整備G主任技師	四元一実君
生活環境政策G) 主任主事	岩元克磨君	保健福祉部長	宮本順子君
保健福祉政策課長	花堂誠君	健康増進課長	森多美子君
児童福祉課長	茶圓一智君	保健福祉政策主幹	新窪政博君
長寿・介護G長	住吉謙治君	健康増進主幹	安田ゆう子君
児童福祉保育G長	田上哲夫君	児童福祉保育G) 主任主事	郡山愛君
保健福祉政策G) 主任主事	野村樹君		

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 村上陽子君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第2号 霧島市乳幼児医療費助成条例の一部改正について

議案第3号 霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

議案第11号 子ども医療費助成の拡充に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第12号 霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定

める条例の制定について

議案第 13 号 霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第 14 号 霧島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第 21 号 議決事項の一部変更について（土地の取得）

9. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

子育て環境の充実の概略について

循環型社会の形成について

10. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（松元 深君）

ただいまから環境福祉常任委員会を開会します。去る 2 月 25 日の本会議で本委員会に付託されました議案 7 件及び所管事務調査を行います。本日は池田守委員より欠席の届け出が出ております。ここで皆さんにお諮りします。吉永民治議員より傍聴の申し出がありましたので許可してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

本日の会議は，お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思いますが，よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

早速，審査に入ります。まず，議案第 2 号「霧島市乳幼児医療費助成条例の一部改正について」執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（宮本順子君）

今議会に保健福祉部関係の条例議案として，新規制定条例 3 本，一部改正条例 4 本，計 7 本を提出いたしました。このうち一部改正条例 1 本につきましては先日即決いただきましたので委員会に付託されました残る 6 本の条例議案につきまして，その概要を御説明申し上げます。新規制定条例につきましては，法整備・法改正により法で規定されていた基準等を市町村条例で定めることとされたことに伴い新たに 2 本の条例を制定しようとするものです。一部改正条例につきましては，法律の新規制定や改正，県の要綱の改正に伴うもののほか，子供の医療費の助成対象を拡充し子育て環境を充実させる施策の推進を図るため，それぞれ 4 本の関係条例を改正しようとするものです。詳細につきましては，担当課長等がそれぞれ説明いたしますので，よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

議案第2号「霧島市乳幼児医療費助成条例の一部改正について」を御説明申し上げます。本条例は鹿児島県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の改正により、補助対象となる保険給付に訪問看護療養費及び家庭訪問看護療養費が追加されたことと、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行により、母子保健法で規定されていた養育医療の給付が都道府県から市町村に権限委譲され養育医療の一部である食事療養費について事務の効率化を図るため新たに乳幼児医療費助成の対象とすること等に伴い、所要の改正をするものでございます。条文は第2条第5項中「療育費及び家庭療育費」を「並びに療育費、家族療育費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給」に改め、同項にただし書きとして「ただし、母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の規定による養育医療の給付を受ける者については、当該給付における食事療養費を含む。」を加えるものでございます。また、第7条第3項中「6箇月」を「6か月」に用語を改めるものでございます。この条例は、平成25年4月1日から施行するものですが、第2条第5項の規定は、平成24年12月1日から適用するものでございます。以上で、議案第2号の説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

今、説明をいただいたわけですが、今回、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備が施行をされて、一言でいえば権限移譲ということなのですが、いわゆる権限移譲によって、今までとはまた違う意味での人的配置等がある意味では、県の仕事だったものが市町村に下りてきたということなのですが、その人的配置などについてはですね、また、今後、考えていかなければならないという部分があるのですが、その辺について市としての取組といたしますか、配置、人的な部分での効率も求めていかなければならないわけですが、一言で言えば業務量が増えていくということにもなっていくと思うんですが、その辺についてはどうなのかお示しくださいませんか。

○保健福祉政策課長（花堂 誠君）

今回のいわゆる一括法に伴う権限移譲につきましては、事務の体制等々、かなり事務がどのように増えていくのか、見極める必要があります。しかしながら例えば今回、権限移譲されます中で社会福祉法人の監査、それから設立のような事務につきましては、県のほうでもやはり市町村においてもかなりの事務量が発生するので、その人員体制については配慮されたいというようなこともございまして。ただいま人事担当のほうには増員要望をしているところです。しかしながら、御存じのとおり、非常に職員数も減っておりまして、なかなかその実現が果たして可能かどうか、まだ分からないところです。なお今回の提案しております乳幼児医療費の権限移譲等の事務については、この業務については1増ということはないと考えております。

○委員（前川原正人君）

それともう一点はですね、今回の条例改定で今まで変化をしていない部分と、今後また、付け加え

られて、訪問介護療養費と家庭訪問看護療養費ということで項目が増えていくわけなのですが。この辺について具体的には、その、全体からいえば増えていくだろうということが予測はできるんですけど。その訪問介護療養費と家庭訪問看護療養費の部分が付け加えていくということになるわけですが、このことについての本市への影響と言ったほうがいいでしょうか、どういうふうに変化をしていくのかですね、お示しいただければと思います。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

今回、改正をさせていただく部分につきましては、この部分が拡大するということですので、それに対する助成額が増えるということだと思います。ただ我々のところにそのレセプトがないものから。どれくらい増えるかというのがですね、全く分からないという状況で申請なり自動償還払いなどで出てきたところ、詳しくは分からないというのが現状で、ここがすごく増えるとは思わないんですけども、広がるわけですから保護者の皆様は恩恵を受けるということは間違いないところであるというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

この中ですね、今回療養費及び家庭療養費が家族療養費となっていますね。家庭が家族に変わっているわけですけど、これの違いというのはどのようなことになりますかね。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

これは文言の整理をしたということでありまして、もともとは家族療養費だったのを、元が間違っていたということで文言の整理をさせていただいたということです。

○委員（有村隆志君）

この中で、最後の御説明がありました第2条第5項は、平成24年12月1日から適用ということで、一応、日にちが遡ってということでもありますので、その予算のうち手出しがあることでなくて、これはちゃんと県から措置がされるとことでいいのですか。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

これはもともとが説明をいたしましたとおり、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱が改正されたことに伴いますので、当然その12月1日に遡って診療分からです、該当いたしますので、その分の補助金は該当するということになります。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第2号に対する質疑を終わります。次に、議案第3号「霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」執行部の説明を求めます。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

議案第3号「霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」を御説明申し上げます。この事業は、ひとり親家庭の父又は母及び児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

の者)、あるいは父母のいない児童に対し保険診療の自己負担額を助成するもので、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に実施しております。本条例は、昨年8月より児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第198号)の施行によって、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の規定により保護命令を受けた児童も支給対象とされたこと並びに対象者及び受給対象者の定義を明確にすること等に伴い所要の改正をしようとするものでございます。具体的な改正につきましては、第2条第2項に1号加え、保護命令を受けた児童を監護する家庭を支給対象とするように定義を定めました。現在、霧島市でこの改正規定に該当し、支給対象となる家庭はないため、直ちに支給対象者が増え、支給額が上がることはございません。施行期日は、鹿児島県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱に合わせ、平成24年11月1日とし、同日前に行われた療養に係る医療費の助成につきましては、従前の例によるものといたしました。また、対象者と受給資格者の定義を明確にするため、第4条第2項で受給資格者の定義を定め、これに伴い第6条、第7条の文言を整理いたしました。以上で、議案第3号の説明を終わります。

○委員長(松元 深君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(有村隆志君)

少し勉強不足で的外れかもしれませんが、このひとり親家庭というところの定義というのはどのように定義されていますか。

○児童福祉課長(茶圓一智君)

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の第2条の第2項に規定してありまして読んでみますと、この条例においてひとり親家庭とは、次の各号のいずれかに該当する児童ということになって、その父または母がその看護する家庭をいうということで、第1が父母が婚姻を解消した児童、第2が父又は母が死亡した児童、第3が父又は母が施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童、第4が父又は母の生死が明らかでない児童、第5が父又は母が引き続き1年以上、遺棄している児童、今回、第6ということで、ここに加えられますのが先ほど言いました、父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、第10条第1項の規定による命令を受けた児童、第7が父又は母が法令により、引き続き1年以上拘禁されている児童、第8が母が婚姻によらない懐胎した児童、第9が前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童ということになっております。

○委員(有村隆志君)

なんで質問させていただいたかという、離婚調停中だったり、そういったときには、たぶん母親が面倒見ている、お金の部分の振込というのは父親のほうにいくというような形になると思うので、これは他の部分でも一緒だと思いますので、そこらを、これは希望です。そこら辺の今後の検討もしていただきたいと思います。

○委員(前川原正人君)

先ほどの口述の中で、具体的な改正点として保護命令を受けた児童を監視する家庭を支給対象とするということで、拡大をされていくわけですが、問題は保護命令を受けた児童というのを、今よくいわゆる、ネグレクトとか、暴力とか、両方とも親がいないとか様々な事情等が入ってくると思うのですが、保護命令を受けた児童という部分では、どこからどういう形での保護命令という形で行政のほうに来て、流れというのですかね。一言でいえば流れですが、どのような手順といたしますかね、市のほうに入って、そのことによって今回の改正による支給対象になっていくというふうに流れていくわけですが、その辺についてはどのような流れというか、流れといたほうがいいのでしょうか、プロセスと言ったほうがいいのかについてはどうなのかお示しいただけますか。

○児童福祉・保育G長（田上政明君）

保護命令を受ける子供というのは、DV等々で主に児童相談所を通じて、その子供が保護が必要であるというふうにされた子供でございます。

○委員（前川原正人君）

ということは行政のほうがそのことを検証したりとか、立入りをしたりとかいう権限は全くないわけですか。要はただ、今、言っていたように、相談所等から通報があったり、そういう事例があると。その中で事実関係の確認などというのは行政の責任は、そこまでは及んではないと、来る分についてだけの対応をというそういう理解でよろしいわけですか。

○児童福祉・保育G長（田上政明君）

行政の窓口といたしまして、直接、児童相談所にそういう情報が入る場合もございますが、ほとんどが、霧島市におきましては、児童福祉課のほうの窓口のほうに情報として上がってまいりますので、そこを通じて児相との連絡関係というのがございます。そこで行政としては児相につないで、その中でその子供についてどういった対応をするかということについては、児童相談所と連携してという形でございますので、ほとんどの例が行政窓口として関わりを持っているというような状態でございます。

○委員（前川原正人君）

そうすると行政は受け身といたらおかしいですけども、その部分での確認というのは児童相談所との確認で検証をして、こういう現状だと、それに伴ってこうなんだということで、霧島市のほうが対応するというそういう理解でよろしいわけですね。

○保健福祉部長（宮本順子君）

このDVに対する流れでございますが、DV防止法に基づきまして市のほうでも相談が昨年度DVについて81件、子育て支援推進室のほうに相談がっております。その中でDVの方の相談がありますと、本人を呼んだり、あるいはそちらに出かけていたりしながら、家庭訪問しながら、事実確認をいたします。その中で主にお母様がDVにあっているということが多いのですが、その中で警察に保護を求めたりされる場合もございますので、そういうお手伝いをしております。それから虐待の場合も、虐待の場合は48時間以内に目視をしないといけないということが、法律上決められており

ますので、そういう虐待の通報がありましたら家庭に出向いて行って、身体等の心理的虐待とかいろいろありますから、そういう部分で話を聴くようにしているところでございます。ですので、この流れにつきましては、それから警察に行ったり、あるいは児童相談所に行ったり、DVの場合は女性相談センターというのが鹿児島市にあって、シェルターみたいなところもございますので、そちらと連絡をとったりしまして、ケースについては対応しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

ですから行政の判断で、いわゆるその権限で執行できるという部分も残っているという理解でよろしいわけですね。先ほどの話では、ここの保健福祉部の所管であったり、いろんなところに波及をしていくわけですけど一つの問題はですね。その場合に行政として、今回このような条例制定をする中で、行政のほうで権限として対応もできるというそういう理解でよろしいわけですね。それとは全く違うわけですか。

○保健福祉部長（宮本順子君）

私が今申し上げましたのは、市町村として行うべき業務を今申し上げました。この保護命令というのはあくまでも児童相談所とか、それから警察のほうでの対応になりますので、御理解をいただきたいと思います。（27頁に訂正あり）

○委員（新橋 実君）

今回、このひとり親家庭ということだったのですが、これまでは両親がいらっしゃって、こういう保護命令ですかね、暴力とかあって駆け込んだりしているとか、そういったところにはこういうのは出せなかったということですか。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

法律で規定されているということですので、今までは、そこについては出していなかったということになります。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第3号に対する質疑を終わります。次に、議案第11号「子ども医療費助成の拡充に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」執行部の説明を求めます。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

議案第11号「子ども医療費助成の拡充に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を御説明申し上げます。提案理由といたしましては子育て環境の充実のため、子どもに係る医療費の助成について、助成対象を15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡充するとともに、より効果的な財源活用を図るため出生祝金を廃止することに伴い、本条例を制定しようとするものでございます。第1条におきまして霧島市乳幼児医療費助成条例を霧島市子ども医療費助成条例と改め、各条文中の「乳幼児」を「子ども」に改め、また、助成対象を「6歳」から「15歳」に達する

日以後の最初の3月31日までの間にある子どもと改めたところでございます。また現在の乳幼児医療費の対象の子供につきましては、今までどおり保険給付に係る一部負担金の合計額を助成することとし、対象を拡充いたしましたいわゆる小学生から中学生までの子供につきましては、保険給付に係る一部負担金の合計額から月額2,000円を控除した額を助成することといたしました。第2条におきましては、霧島市出生祝金支給条例の廃止を規定いたしました。この条例は、平成25年4月1日から施行いたしますが、第1条の規定は平成25年10月1日から施行することといたしました。なお、霧島市出生祝金支給条例の廃止に伴う経過措置を1年間とし、申請期間を平成26年4月30日までといたしました。以上で、議案第11号の説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

お手元に資料をお配りしていると思います。若干簡単に説明をさせていただきます。まず、1ページ目がこれらに関する部分での資料となります。一番上のが子ども医療費、今回拡充いたします子ども医療費についてです。平成23年度が決算、本年度が決算見込み、平成25年度予算額を一応記載しております。支給対象は平成22年、平成23年、平成24年は乳幼児ということでございまして、平成22年度が、約2億600万円、23年度が2億2,000万円、今年度の決算見込みとして2億1,300万円、来年度の予算としまして乳幼児の部分が2億774万4,000円、小学生が3,044万2,000円、中学生が1,581万4,000円ということで、合計で2億5,400万円ということになっております。対前年としまして、それぞれ平成23年度の決算では、平成22年度に比べまして1,367万円ほど増額しております。本年度におきましては、逆に674万3,000円ほど下がるという見込みでございます。平成25年度につきましては4,086万1,000円増額するというところでございます。対象者数につきましては、それぞれ乳幼児について7,400人程度みっておりますが、来年度につきましては若干増やしてしております7,700人。小学生につきましても7,700人。中学生につきましては4,000人ということで合計を1万9,400人としてございまして、前年度と比べまして対象者が約1万2,000人増えるということになります。先ほどレセデータがないと申し上げましたが、国保会計は市のほうにございますので、そのほうからちょっとデータをいろいろお願いいたしまして、22年度で計算をいたしますと国保の自己負担分が、小学生が1年間の合計で2,260万円ほど、中学生が900万円ほどということで合計で約3,065万円ということになりまして、これの受給している延人数が、小学生が6,496人、中学生が2,307人、合計8,803人。月額自己負担をしているのが小学生の平均で3,480円、中学生が3,921円。平均で3,596円ということでございます。これはもう公費負担分や高額を除いた、純粹に自己負担ということでございます。ですので約2,000円を超えた額ということですので、平均ですれば一家庭当たり1,596円の助成をするというかたちになるということでございます。平成23年度につきましては、システムが変わった関係でうまくデータの切り出しが出来なくて、このデータの抽出を依頼しているところで。あと、今回廃止させていただこうとしております出生祝金につきましては、平成22年度が金額



でいいますと 2,160 万円ですけれども、人数が一人当たり 10 万円ですので、ここが 246 人、平成 23 年度ここが 215 人、本年度が 252 人、来年度が 235 人ということで、なかなか傾向が上がったり下がったりでよく把握しきれないところがございます。あと参考までに、その下のほうにこの出生祝金を支給されている市町村の出生者数をここに掲載させていただいております。霧島市につきましても増えたり下がったりということで、平成 22 年度は 1,378 人の出生者の数がいて、平成 23 年度 1,297 名、本年度が 1,318 名という予測でございます。奄美市におきましては平成 22 年度も 390 人、平成 23 年度が 401 人、いちき串木野市におきましては平成 22 年度が 220 人、平成 23 年度が 216 人。志布志市におきましては、平成 22 年度が 309 人、平成 23 年度が 302 人、曾於市におきましては、平成 22 年度が 240 人、平成 23 年度が 242 人、出水市におきましては、平成 22 年度が 477 人、平成 23 年が 499 人、南九州市におきましては、平成 22 年度が 266 人、平成 23 年が 253 人ということで、これがどう影響しているのかというのをちょっとこの数字では上がったり下がったりということで非常に難しいということでございます。あと一番下に児童手当について記載しております。これにつきましては、なぜここに書いたかといいますが、乳幼児医療につきましては母子保健法の適用ということでございまして、乳幼児の小学校に入学する前までの子供を対象にしていたということで、目的が母子保健法で規定されている部分を助成していたということでございますが、今度、拡充いたします小学生と中学生につきましては、負担軽減という観点で政策的にはここを拡充するというので、児童手当のほうも同じく保護者の負担軽減という施策の中に入っておりますので、これがどの程度推移してきたかというのも参考までにここに掲載させていただきました。平成 22 年度につきましては、ここで政権が変わったということで、もう中学校卒業まで月額 1 万 3,000 円で所得制限もなしということで支給されたところがございます。平成 23 年度は若干それが変わりました 3 歳までが月額 1 万 5,000 円で、それ以降中学校卒業まで月額 1 万円、これは第 1 子、第 2 子でございます。第 3 子以降につきましては、小学校の卒業まで月額 1 万 5,000 円で、それ以降、中学校卒業まで 1 万円ということで、第 3 子以降につきましては、第 1 子と第 2 子と児童手当においても比べて有利に多額の額を支給しているというのが児童手当の内容でございます。平成 24 年度と平成 25 年度もほとんど変わらないわけですけれども、平成 24 年度は所得制限が入ってきたということであります。これは 6 月分からです。平成 25 年度も今現在と同様の制度が引き続きされるのではないかと考えております。あと、その次がこの制度が平成 22 年度のこの中学を卒業まで月額 1 万 3,000 円を貰ったときに、実際出生されてから中学生までの総受取額の最大のところの金額を記載しております。何で最大かといいますが 4 月生まれと 3 月生まれで受給額が変わるものですから、4 月生まれの方が一番有利ということで、その 4 月生まれの方で想定した数字でございます。平成 24 年度が第 1 子、第 2 子、第 3 子変わらずに 248 万 3,000 円。平成 23 年度、第 1 子が 209 万円、第 3 子が 268 万 5,000 円ということで、約 60 万円ここで差がつくということです。これ以降平成 24 年度、平成 25 年度も一緒ということです。ただの所得制限に掛かる方は、月額 5,000 円ということでかなり金額は下がるということになります。これは毎年現況届を出していただいて、6 月分から 1,000 万円ぐらいの収入になればちょっとそれが抑えになるとい

うことで、毎年の収入で変わるということで、ちょっとここについてはなかなかシミュレーションが難しかったものですから、所得制限の分については記載してないところでございます。そういった意味でこの児童手当が池田議員の一般質問でも御答弁申し上げたところなんですけれども、今までは子どものための手当ということで、ここにも書いてありますとおり毎年いろいろ制度が変わっていたんですけれども、本年平成 24 年 4 月から児童手当法という恒久化され、これがもう引続き安定して支給されるのではないかとということ等もありまして、負担軽減という意味からいきますと、第 3 子以降は、第 1 子、第 2 子に比べて総額で 60 万円ほど受け取ることができるということで、かなり子育て環境の充実が図られてきているのではないかとこのところの数値としてお示ししたところです。1 番、市の負担額といたしまして、児童手当はやはり伸びてきておりまして、平成 22 年度の決算で約 3 億 400 万円、23 年度が 3 億 500 万円、今年度が 3 億 4,700 万円、来年度は若干の所得制限の方で総支給額が増えるのですけれども、その辺の関係で若干負担額が下がりますが、3 億 5,900 万円ほどということで、市の負担額も年々増えてきているということ等もあるということで、スクラップアンドビルドということで、出生祝金の廃止ということも出していただいたところでございます。2 ページ目で出生祝金と子ども医療費の、若干分かりやすいようにその数値等を出しているところです。一番下が実はこの出生祝金のほうが外部評価ということの対象になりまして、委員の方からいろいろ御意見もございました。少しちょっと字が小さいのですけれども読み上げてみますと、外部評価の委員の方の意見として有効性改善の点で、活力ある霧島市の少子化対策への制度としての側面から総合的な評価により有効性の改善に努めるべきであると、その他の意見としまして霧島市として特徴ある出生の奨励制度であり、年間 200 名以上がこの出生祝金を受けている。霧島市では他の子育て支援策との相乗効果で出生数は現状維持していることから、この事業は少子化対策にも貢献しているということでございます。この意見受けまして、我々の見解といたしましては、単純に出生祝金だけを廃止するというのではなくて事業等を連携したいということで書いております。読みますとちょっと長くなりますので割愛いたしますが、これの説明は先ほど私が申し上げました児童手当などがかなり大きくなってきていて保護者の方の負担軽減は数年前からするとかなり図られているのではないかとということで、下から 3 行目で今後、各事務事業の総合的な評価を行い多くの子育て世帯を対象とすることができる政策などの子育て支援策を検討してまいりますということで、これが平成 23 年度にしておりまして、本年度いろいろ御要望もあった部分で、子ども医療費というところの拡充をいたし、一般財源もより対象者が増えるという意味で効果的な、今までに 200 人程度の出生祝金対象ということでしたけれども、そこが今度子ども医療費では、小学生と中学生がすべて対象になる。病院に掛かった方だけなんですけれどもなるということで、かなり広く対象にできるのではないかとということで、この子ども医療費の拡充を今回提案させていただいたところでございます。3 枚目のほうが児童福祉課関係の主な事業の対象者数の推移でございます。それぞれお目通しを願いたいと思うんですけれども、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度とすべての事業でほとんど対象者数が増えているということでございます。4 ページ目はその事業費の推移でございますが、これにつきましても、同じように対象者数が

増えておりますので、民生費の扶助費の部分が、もう毎年順調にいつていると言ったらいのかどうか分かりませんが、伸びているということでございます。5 ページ目が少し図でお示しをした部分ですけれども、左上の図が、これが上のほうからかなり制度が充実しているということで、Aが小・中学生の全額を負担されているし、ここが7市でございます。あとBが小・中学生の一部2,000円を超えた分の補助をしているところ。その下が3,000円を超えた分を補助しているところ。Cが小学生の全額を補助しているところ。Dが小学生の2,000円を超えた分を補助しているところ、その下が3,000円を補助してとところと、乳幼児を全部と3,000円を超えている分ということで書いております。霧島市は平成21年で下のほうだったのですが、今度これが拡充されるということになりますと、一番上までということになりませんが、2ランク、Bというところに入っていくということでございます。右のほうの鹿児島県の図を書いてありますが、Aというところが小・中学生の全額控除ということで、出水市、阿久根市、薩摩川内市、南さつま市、南九州市、曾於市、志布志市ということで、やはり隣の市がすると、せざるを得ないという傾向がちょっと出てきているのかなというのが少し見えるところでございます。あと6ページ目が先ほども説明いたしましたけれども、県内で出生祝金を支給されているところの内容でございます。10万円が限度額というかたちで支給をされているようでございます。ちなみに霧島市と人口規模が同程度の薩摩川内市や鹿屋市は実施していないということでございます。

○委員（前川原正人君）

二、三お聴きをしておきたいと思います。実際は平成25年の10月1日ということで始まっていくわけなのですが、これは入院も外来も同じ扱いということで理解をしてよろしいわけですか。

○児童福祉課長（茶園一智君）

委員のおっしゃるとおりでございます。月額をすべて合計いたしまして2,000円を超えた分はすべてお支払いするというところでございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、例えば外来だったり、内科だったり、眼科だったり、耳鼻科だったり、大体小学校低学年が1番ウエイトを占める、行く時期というのがあると思うのですが、そういう場合はどういうようなことになるのか。例えば耳鼻科に行きました2,000円払いました。その同じ月に自宅で怪我をしました。外科に病院に行きました。そうすると4,000円払っていることになるわけですね。そういう部分での対応はどうなるのか。それは行政側の部分と受益を受ける側との部分もあると思うのですが、その辺は具体的にはどのような状況になっていくのか、お示しをいただけますか。

○児童福祉課長（茶園一智君）

その支払い方法につきましては、この10月にしたという主な理由が、これからシステム開発をしていきます。国保連合会のほうにまた乳幼児等委託をしますので各病院のほうでのシステム開発も、実は今まで乳幼児だけだったんですけど、それを小・中学生を対象にするというかたちになります。そのデータを病院のほうから国保連合会のほうにお送りいたしまして、その時点ではもうすべて現物給

付ではありませんので、すべて自己負担分は払っていただくと、それぞれですね、眼科で2,000円、歯科で4,000円というかたちで合計6,000円払っていただいて、2か月後にそれを合算して2,000円を超えた4,000円を指定された控除に支払うと。自動償還払いという方式をもう乳幼児医療で今とっていますので、それと同じのをしようということで、また国保連合会のほうにもお願いしようと思っているところです。

○委員（前川原正人君）

それと、今度は今おっしゃるように、システム構築が半年間の間にやられていくことになるだけですけれども、今度は国保連合会だったり、ほかの関係団体等の協力も得ていくことになると思うのですが、問題は各医療機関との、現物支給ではありませんので、そんなにガチガチにということにはならないと思うんですが、医師会だったり他の医療関係の組織等との契約、無料になれば要りますけど、その辺についてはどのような対応になるわけですか。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

現在の乳幼児医療費助成事業につきましても、医師会、歯科医師会、国保連合会、ちょっとその主なところと委託契約というかたちで結ばせていただいております。

○委員（前川原正人君）

それと受給者証の発行となりますが、その受給者証の発行等については、半年間の間には手元に届くことになると思うんですけどいつくらいを予定されていますか。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

先ほど申しましたけども、システム開発をいたしまして、それに今度は約1万2,000人の入力作業が出てきます。それはもう遅滞なくしなければならいんですけども、10月診療分からですので、9月にはお手元に届くように送りたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

今回は無料化ではなくて自動償還払いということで、一部負担があるわけですがすけれども、無料にすると交付税の削減ペナルティというのが、この厚生労働省のほうからくるわけですが、その部分については何ら問題ないという理解でよろしいわけですか。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

現物給付にしたらペナルティがあるというのをお聞きしているのですけれども、全額の場合はないと思うのですけれども、2,000円は特にペナルティはないと考えております。

○委員（新橋 実君）

今回、助成対象乳幼児が助成対象となる子供ということになるわけですがすけれども、その助成対象にならない子供というのはどういった子供になるのか。所得制限とかそういうのがあるのか。その辺をお伺いします。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

所得制限はございません。

○委員（前川原正人君）

先ほどの資料の中で、高額を除いて、これはあくまでも国保自己負担の月平均額で3,596円で、平成22年度の決算で高額を除いてこれくらいであろうということで、今までの蓄積データ等で積算されてきたと思うのですが、実際にはまだ下がるということになっていくのでしょうか。それはもう実際やってみないと分からないという部分があるのでしょうか。この平均の国保の自己負担金の3,596円よりも高額を除けば、まだこれよりも下がるのではないかなという気もするんですが、それについてどうでしょう。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

非常に難しい予測ですけれども、上のほうの乳幼児ののを見ていただきますと、この平成22年度までの決算しかないんですけれども、毎年、対象者数はそれほど変わらないんですけれども、徐々に医療費は上がってきているということで、ここについてはもう制度が浸透されてきて行きやすいということで、早期発見・早期治療にもつながっているのではないかなとも思っておりますが、ものを言わない乳幼児はお母さんが無条件に連れて行っていただかないとということで、そこで全額負担というかたちでしないと母子の健康は守れないということもあるんですけれども、小学生や中学生につきましては自分で気分が悪いとかそういうのは言われる部分はあるんですけれども、ただ小・中学校になれば歯医者ですか、その部分が結構継続的に治療を、虫歯は1回の治療ではなかなか終わらないということですので、今までちょっと放っておいたのを、うまく1月以内で診療を済ますようにすれば2,000円のできるわけですので、その辺の伸びも出てくるかなと考えているんですけれども、ちょっとはつきりとは分からない部分ではございます。

○委員（前川原正人君）

今回、財源を捻出するために出生祝金を廃止するということになっているわけですが、これも今お腹にいる妊婦さんへの配慮ということで、その分を月をずらして、大体こういう施策になったと思うのですが、問題は周知のあり方についても行政のほうがしっかり責任を持って周知していかないと、それこそ「あら、そうだったんだ」ということにならざるを得ないことが発生することも予想されるわけですが、その辺についての対応についてはどう考えていくのか。また、その対応についてどのようにしていくのかお示しをいただけますか。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

この条例が認められることになれば、広報紙やホームページ等で周知をしていきたいと考えております。

○保健福祉部長（宮本順子君）

妊娠届をいたしますと母子手帳を発行いたしますので、すべて対象者については健康増進課が把握できますので、それを児童福祉課と共同で周知は可能だと思います。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第 11 号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休 憩 午前 10 時 00 分]

[再 開 午前 10 時 7 分]

次に、議案第 12 号「霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」執行部の説明を求めます。

○長寿・障害福祉課長（岩下 剛君）

説明に入る前に正誤表をお配りしておりますので、そちらのほうを見ていただきたいと思います。内容は 58 ページの第 63 条第 2 項中の「当該各号に定めるところよる」になっておりますが、「よる」の前に「に」が漏れておりますので、正しくは「ところに」の「に」を入れていただきたいと思います。それが 69 ページの同じ条項なのですけれども、69 ページの 86 条の第 2 項、116 ページの 195 条の第 2 項、議案 13 号の 128 ページの第 7 条第 2 項、146 ページの第 48 条の第 2 項の 5 か所でありました。よろしくお願い致します。議案第 12 号「霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について」を御説明申し上げます。今回の条例制定は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型サービスの事業者の法人格の有無に関する基準、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に関する基準を条例で定めております。対象とするサービスは、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②夜間対応型訪問介護、③認知症対応型通所介護、④小規模多機能型居宅介護、⑤認知症対応型共同生活介護、⑥地域密着型特定施設入居者生活介護、⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑧複合型サービスの 8 つの事業であります。条例の根拠・基準となる法令等は、介護保険法・介護保険法施行規則・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準です。条例と国の基準との関係は、国が定めていたこれまでの基準を、介護保険法及び省令により「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」の 3 種類に分類し、この分類に従い個別の基準を条例で定めております。4 ページですけれども本市における条例制定の考え方としまして、「従うべき基準」、「標準とすべき基準」については、本市においては異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令の基準のとおり規定しております。また、「参酌すべき基準」とされる基準については、これまで現行の厚生労働省令の基準にのっとり各地域密着型サービス事業所が適正に事業運営されていることから、厚生労働省令の基準のとおり規定することを基本としておりますが、三つの項目について市独自の内容を盛り込み、地域密着型サービスの更なる質の向上に努めようとするものであります。一つ目の市独自の基準につきましては、一般原則として地域密着型サービス事業所の連携先に地域包括支援センター等の追加、また、利用者に対する虐待防止や権利擁護の努力義務を追加いたしました。

二つ目は、サービス提供に関する記録書類の保存期限について、国の基準では2年となっておりますが、介護報酬の過誤返還請求は公法上の債権消滅時効が5年間であることから、保存期間を5年間といたしました。三つ目は、今後の非常災害対策の充実・強化を図るため、日頃から日常災害に関する具体的計画を地域住民とともに実行する体制の構築に努めることといたしました。条例は第1章が総則で、第2章から第9章までは「地域密着型サービス」に該当する八つのサービス種類ごとに基準等を定めています。構成としては1章ごとに「基本方針」「人員に関する基準」「設備に関する基準」「運営に関する基準」を規定しております。第1章「総則」では、条例の趣旨、用語の定義、一般原則等を定めています。第2章「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の人員、設備、運営に関する基準を定めています。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的又はそれぞれが密接に連携しながら定期的訪問と随時対応を行うサービスであります。霧島市には現在は事業所はありません。第3章「夜間対応型訪問介護」では、夜間対応型訪問介護の事業の人員、設備・運営に関する基準を定めています。夜間対応型訪問介護は夜間において、定期的な巡回又は通報により居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応を行い夜間において安心して居宅で生活を送ることができるようにするための援助を行うものです。これも霧島市には現在ありません。第4章「認知症対応型通所介護」では、認知症対応型通所介護の人員、設備、運営に関する基準を定めています。認知症対応型通所介護は認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように通所介護の施設（デイサービスセンター）に通い、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。霧島市には現在11か所ございます。第5章「小規模多機能型居宅介護」では、小規模多機能型居宅介護の人員、設備、運営に関する基準を定めています。小規模多機能型居宅介護は、通所介護を中心にしながら必要に応じて短期入所や訪問介護により日常の世話や機能訓練を行うものです。霧島市には現在15か所ございます。第6章「認知症対応型共同生活介護」では、認知症対応型共同生活介護の人員、設備、運営に関する基準を定めています。認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者に対して、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、日常生活上の世話と機能訓練を行うものです。霧島市には23か所ございます。第7章「地域密着型特定施設入所者生活介護」では、地域密着型特定施設入所者生活介護の人員、設備、運営に関する基準を定めています。地域密着型特定施設入所者生活介護は、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等のうち入居定員が29人以下のものの入居者に日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行うものです。現在霧島市にはございません。第8章「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の人員、設備、運営に関する基準を定めています。地域密着型介護老人福祉施設は定員29人以下の特別養護老人ホームのことであり、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うサービスです。霧島市に現在2か所ございます。第9章「複合型サービス」では、複合型サービスの人員、設備、運営に関する基準を定めて

います。複合型サービスは、小規模多機能居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスを組み合わせることにより提供されるサービスです。霧島市には現在ございません。第 10 章「雑則」には、委任規定を設けております。附則では、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしております。以上で、議案第 12 号の説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

相当なページ数で読むのがやっとでしたけど、一言でいえば今まで国がやってきた部分を権限委譲ということで各市町村の条例で定めなさいということなのですが、お聴きをしたいのは条例制定することで、基準介護であったり、今おっしゃった八つの事業について条例化を進めていくわけですけど、その問題は今まで厚生労働省だったり、県だったり立ち入って施設ができた場合、その施設の検証等も市町村がしなければならないのではないかなという気もするのですが、条例制定によってそういう施設に対する指導等も権限が預けられていくことになると思うんですが、その辺についてはどうなのでしょう。

○長寿・介護 G 長（住吉謙治君）

これまでは、厚生労働省令に基づいて行っておりましたけれども、それは市町村の条例に規定されることになって、これまでと何も変わらないのですね。なので地域密着型の施設につきましては、これまでどおり、市町村の方で指導・監督権を持っているということでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど、課長のほうで口述をされました独自の基準ということで、一つの利用者に対する虐待防止や権利擁護の努力義務と、そして二つ目が、今まで国の基準は 2 年が時効ということだったのですが、これが 5 年になると。三つ目が日頃から、災害に対する具体的計画を住民とともに実施する体制の構築に努めるということで、あくまでも努力義務なのですが、実際、条例を制定するとその部分の責任を行政が負わなければならないということにもなると思うんですね。そうした時に、今既にある既存の施設等については問題はないとは思いますが、今後できていくであろう、できるであろうという施設等について行政の関与というのはどこまでできるのかということについては、どういうふうになっていくのかお聴きをしておきたいと思えます。

○長寿・介護 G 長（住吉謙治君）

各地域密着事業所に対しまして、年に一回の集団指導というのを行います。この集団指導の中で介護保険法の趣旨とか目的とかそういったものの周知、そして理解の促進ということで、指導してまいりますし、今言われたようなことについても集団指導の中で、しっかりと説明していきたいと思えます。そして実地指導というの、やっているのですけれども、最初にできた年度に一回、実地指導を行いまして、その後 3 年に一度実地指導を行っていくということでございます。

○委員（今吉歳晴君）



用語がちょっと分からないのですが、例えば身近なグループホームというのは、第6章の認知症対応型共同生活介護、これに該当するわけですね。前島議員のああいう施設というのはどれにあたるのですか。

○長寿・介護G長(住吉謙治君)

ここで申し上げているのは、あくまでも地域密着型の施設だけですね。なのでこの書いてあるものだけです。前島議員のされているサービス付高齢者向け住宅っていうのは、これは県の所管になってまいりますので、この条例とは全く別のものということです。

○委員(田代昇子君)

非常に施設も種類が多くて、なかなか一般市民には分からない部分もあるのかなと思っておりまして、ところで、認知症対応型デイサービス、小規模多機能は、15か所あるんですけどもその利用状況というのは分っていますか。なかなか一般市民にとっては、どこに入所させていいのか、どんなところなのか全く分からないのが現状ではないかなと思っているのですが。

○長寿・介護G主査(原口峻正君)

利用状況については現在、地域密着型のデイサービスと言われるものが、11か所ございまして、1か所が横川にあるところが現在休止をしておりますが、ほかのところはおおむね運営をしております。それから小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、現在霧島市に15か所ございまして、それぞれ滞りなく運営されております。グループホームも現在霧島市に23か所ございまして、ほとんど定員どおり、おおむね入っておりますので正当に運営されている状況であります。

○委員(田代昇子君)

特に小規模多機能についてちょっとお尋ねしたいのですが。小規模多機能はいろいろ経営する人たちでスペースも違うのだらうと思っていますけれども。なかなか分かりづらい部分ではないかなと思っています。というのは夜間に施設がしっかり小さい所だから、夜間は男性の人たちが広間に、ちょっとソファーにごろ寝してトイレに行くのにもそこを通らないといけない。そういう、範囲の施設かなと思っています。現実にそういうのを身近な人で体験したのですけれども、そんなところに入って、なかなか帰りたいと。そんなところに居たくないというような、そういう条件があるのですが。規格というのは決まっているのですかね。スペースの規格です。

○長寿・介護G長(住吉謙治君)

小規模多機能の場合はですね、居間とか食堂というのがあるのですが、ここが具体的にどれぐらいの面積が必要かということではなくて、機能を十分発揮する適当な広さというようなことになっているわけです。今言われたように、民家改修型でしているところは若干狭いところもあるかもしれませんが、私などで話を聞くとところによると、十分スペースは足りているというお話は聞いております

○委員(田代昇子君)

その監督というのかな、そういうところは決まっていない。最初開設されるときに、その規格を通ればそれでいいということなのか、もう一遍お聴かせいただきたいと思います。

○長寿・介護G主査(原口峻正君)

面積的には、小規模多機能ホームにつきましては、宿泊室が7.43㎡以上ないといけないということになっておりまして、それから居間及び食堂につきましては、きちんとした規定というのは設けてないのですが、おおむね一人につきまして3㎡の大きさを有するようというふうに、うちのほうでは、そこまで考えて指定をしております。

○委員(有村隆志君)

地域密着型のサービスということでございますので、いろんな入所設備がございますので、現実には認知症や家で看護が厳しい状況ということで、こういった公の機関を利用してのサービスだと考えますので、この中でそれぞれ入所者がたくさん待っている状況ではないかと思うのですけれども。市としてトータルで見たときに、そういった介護が必要な方は入所さしていただいて、介護していただきたいという思いの人たちも、待っている人たちというのがトータルで、市の中で考えたときは足りているのですか、どうでしょうか。これに関連してですけれど。

○長寿・介護G長(住吉謙治君)

実際に、特養の待機者の方々はいらっしゃいます。だけれども、本当に緊急性が高い方はそれほど多くないというふうに見ております。地域密着型のサービスの中でいいますと待機者があるのかというと、あるとすれば7番目の地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、つまり、小規模特別養護老人ホームに待機者が出ている程度で、ほかのものについてはいつでも使える状況にあるということでございます。

○委員(有村隆志君)

今後、高齢化社会を迎えますので、市としてこういう施設を主にやっていきたいとか、そういった計画はどうなっていますか。

○長寿・介護G長(住吉謙治君)

基本的には、住み慣れた地域で生活を続けていただくということが地域包括ケアの基本になってまいりますので、市としては、今国のほうでもいっているのですけれども、この小規模多機能型居宅介護、これは在宅を中心にするものですが、これが地域包括ケアの核になっていくという捉え方でございますので、市としてもこちらのほうを進めていきたいということでございます。今、15か所あるというふうに申しましたけれども、例えばですね類似団体であります薩摩川内市は7か所あります。そして鹿屋市が2か所しかないのですね。そういったことで霧島市としては在宅の生活を支えていくための施策を進めていくということでございます。

○委員(新橋 実君)

今回、この中に8種類あるわけですが霧島市にないものが4つあるわけですね、こういった施設を、今後、霧島市として是非ともお願いしたいとかそういうふうな考えをもっていられるのか。必要であるのかどうか。

○長寿・介護G長(住吉謙治君)

実はですね、①にあります定期巡回・随時対応型訪問介護看護、それから⑧にあります複合型サービス、これが今霧島市にはないわけです。パンフレットなんかも作っているのですけれども、この中で、この二つについては平成 25 年度から実施予定というふうにしていたものですから、今年度中に実はその 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、これを平成 25 年度から導入しようという計画でいたのです。このことに限らず在宅の高齢者、これの生活を支える体制づくりが大事になるのかなということ、実は今年度中に在宅高齢者を 24 時間支えるための体制づくり検討委員会というものを設けました。メンバーというのは、やはり医療と介護の連携も必要になってまいりますので、在宅医療の医師であるとか、あるいは訪問看護の方、そしてケアマネさんたちの意識改革も必要だということで、ケアマネ協議会の会長とかですね、地域からは、民生委員とか、老人クラブの代表とかですね、そういった方々を構成員としまして 11 人で構成したのですが。委員会を開催しまして、全国の実践者による学習会であるとか、先進地視察を行ったところです。昨年 11 月にこの委員会から市に対して報告書・提言書という形で提出されました。先ほど申し上げましたように市としては 24 時間対応の新たなサービスというものを前提に考えていたのですけれども、その提言の内容はこういうことでした。「住みなれた地域の中で暮らし続けたい」それは本人の願いに応えるために 24 時間を支える体制というのは、今この定期巡回・随時対応型訪問介護看護、あるいは複合型サービスなど、この新しいサービスというものを単に増やすことではないのだと。このサービスメニューというものを増やすよりも既にあるもの強化して、そしてそれを生かす視点が大事ではないかというような提言でございました。先ほど申し上げましたように、国におきましてもこの小規模多機能居宅介護というのが地域包括ケアを支える重要なサービスだというような位置付けをしております、今後これを普及・加速していくということが大事だというふうに言われております。この小規模多機能というのは 24 時間態勢で在宅の高齢者を支援するということをしているのです。なのでこちらの方をもう少し機能強化をしていくながらやっていきたいということでございます。なので今期、第 5 期の計画の中では、この新しいサービスについては、時期尚早ということで市としてもこの計画書にはしないということでございます。

○委員(新橋 実君)

今、小規模多機能型居宅介護を充実させていきたいということだったのですけれども、実際、これ今 15 か所あるわけですが、これで十分今のところ対応しているということでしょうか。

○長寿・介護 G 長(住吉謙治君)

今のこの数だけで満足しているわけではなくて、平成 24 年度中にも二つの事業所が今整備中ですので、平成 25 年度にオープンする予定です。それから来年度に向けまして、先日公募を行ったのですが、それは隼人北に一か所、国分の南地区に一か所進めているということでございます。隼人南は一か所公募したんですけれども、応募がなかったので平成 25 年度はそういった形で進めているということでございます。

○副委員長(田代昇子君)

非常に小規模多機能は、本当に素晴らしい事業をされているなっていうところと、ここはなんだろうというところとあるみたいですが、この小規模多機能に対する講習会とか研修会とかそういうものの開催というのはされていないのかどうかお聴かせいただきたいと思います。

○長寿・介護G長（住吉謙治君）

以前は、小規模多機能居宅介護をしているところだけでの連絡会というのを定期的に行っていたんですね。けれども今は他の地域密着型のサービス事業所がありますが、目指すところは一緒なので、一応、地域密着型の連合会という形で一つになっております。その地域密着型連合会の中で、そういった研修会とか情報交換とかということをしながらか、それぞれ質の向上とかそういったものに努めていただいているということでございます。

○副委員長（田代昇子君）

最近、地域の中に委員が建設されている施設が、二、三気付くところがあるんですが、ああいうのはどうかたちなのか教えていただきたいと思います。療養型っていうのでしょうか。どの範囲内なのか。追加ですけど、例えば井料クリニックとか、帖佐クリニックがされている施設ができているんですが、ああいう方というのはどれに付随するところなのか内容をお聴かせいただきたいと思います。

○長寿・介護G主査（原口峻正君）

井料先生の所でございます建物は、サービス付高齢者向け住宅といいます。それから帖佐クリニックさんがこの前建てられた所も一緒です。先ほど少し話の中に出ました前島議員さんの所と同じもので、昔のこう・ゆう・ちんとか高専賃とかいうものが一緒になって、大きな一つのくくりとして平成24年4月からできたサービスの形であります。

○委員（前島広紀君）

先ほど話がありますように、4番目の小規模多機能型居宅にこれから力を入れていきたい、これは国の方針でもありますし、確かに住みなれた地域で住み続けていきたい。そういう方を支援していくという考え方は本当に理想的な考え方だろうと思います。ですけど、例えばこれは事業者として考えた場合に、霧島市程度の人口の地域においては、これを経営していくことは、かなり私は現実に難しいと思います。というのが小規模多機能の場合は、通所と短期の宿泊を兼ねているわけですけども、こういう事業というのは、利用される方が入れ替わり立ち替わりという話になるわけです。例えば、サービス付高齢者向け住宅、ほかの施設の場合においては、例えば一度入所をされると、ずっと安定的にそこに入所していただきますので経営的に安定するのですけれども、小規模多機能といいますと、人口が10万程度の規模ではかなり難しいです。ですから、30万人規模それくらいの都市であれば、それなりの高齢者がいらっしゃいますので経営は成り立つと思います。昨日も敷根のある業者の社長さんとお会いしましたが、ここは去年造られて毎月100万円くらい赤字だと、その業者だからやっつけていけるので、これは小さな業者ではやっつけていけないです。昨日、ほかの隼人北、今度造られる先生ともお会いしたんですけど、造られますけれども病院だからやっつけていけるので、これは民間企業ではや

っていけないと私は思います。だけど、これは市・国の方針であるから進めざるを得ない部分も分かりますけど、やはりもうちょっと現実を見据えた政策を基本的に考えていけないのではないのかなと私は思います。市の考えはどうでしょうか。お伺いいたします。

○保健福祉部長（宮本順子君）

先日、前島議員もいらっしゃった小規模多機能等の選考のプレゼンテーションがございまして、いろんな事業者の方から実状を含めて、いろいろ御説明がありました。その中で、今、前島がおっしゃったような御意見も中にはございました。非常に経営が厳しいというお話も伺っております。そのような中で、一生懸命頑張っている事業所も多々あるようにも見受けました。市といたしましては、まだ12万8,000人の人口の中の高齢者が、もう2万8,000人を超えておりますので、その伸びが非常に多くて、今回も補正をせざるを得なかったのですけれども、そういう中で高齢者がやはり住みなれた地域で住んでいただくためには小規模多機能のような施設というのは、本当に今から充実をさせていかなければならないものというふうに、その方針的には変わりはございませんが指定等をする場合には、そういうようなことも勘案をしながら進めてまいりたいと存じます。

○委員（有村隆志君）

一応、小規模多機能型居宅介護という形の中で、この事業所がということでございましたので、現実的に考えたときに確かにこの住み慣れたところというがあるんですけども。でも、だんだん高齢化してくると九十何歳、連れ合いの方が八十、五、六歳ということになってくると、それも居宅では見られない、本当にこう排泄があった、家で転んだ、起こすこともできない。もう自分の息子、娘も近くにいないという中で、電話をしても1時間、2時間掛かるという中で、そういったことが実際に起こってきます。そうしたときに、この方々が対応できるという計画というか、そういうところをきちんと検証しないといけないと思います。そして、その次の段階として、やはり施設に入っていたかなければならない部分が出てくるのではないかと考えます。そうしたときに今度はいろんな意味で医療との関連、サービス付きというところはそういうところが安定してという話がございました。もし、そういうところに入った場合には、もう一旦出てしまうと、病院には戻って来られないよというところまであるようなところもございます。だから、そういう意味では、現段階ではこれを進めながら今後10年先、5年先にはそこらを見据えた計画も作っていると思いますけども、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○保健福祉部長（宮本順子君）

特別養護老人ホームの待機者の数というのは、やはり今おっしゃったように家庭にいらっしゃる方もいらっしゃれば、あるいは病院の中で社会的入院と言われるような方もいらっしゃいます。それも議員のおっしゃるとおりだと思います。施設入所の必要性というのも出てまいります。施設入所に関しては、この地域密着型の部分では介護老人福祉施設の小規模特養という形が、今2か所ですけれども、7番目ですね。これがあと一つ、来年また増える予定になっております。そのような、いわゆる入所が妥当であろうというような部分につきましても、少しずつではありますがこのように充実をさ

せているところでございます。あと、医療と介護の連携というのも今、国のほうでも厚生労働省が様々な地域包括ケアシステムの部分を強化しなさいというようなことで、医療につきましても結構いろいろと介護との合体をされたりしている病院もあります。それから、在宅療養支援診療所とって、今度は24時間を在宅で支えなさいという、いわゆる支援診療所も増えてきております。市内の病院で、病院の先生がそれは往診をされるのですけれども、そのような形の部分も見えてきておりますので、まあ少しずつではあります、前向きにいつているのかなというふうに思います。この施設整備とそれからあとソフトの部分をどう組み合わせていくかというのが今後の課題ではないかと思っております。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第12号に対する質疑を終わります。次に、議案第13号「霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」執行部の説明を求めます。

○長寿・障害福祉課長（岩下 剛君）

議案第13号「霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」を御説明申し上げます。先ほどお配りしました7枚目の4ページですけれども、この一覧表の中の③、④、⑤の左から3列目のこの事業ですので御覧いただきたいと思っております。対象とするサービスは、①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護、③介護予防認知症対応型共同生活介護の3つの事業であります。条例は、第1章が総則で、第2章から第4章までを「地域密着型介護予防サービス」の3つのサービス種類ごとに基準等を定めています。構成といたしましては1章ごとに「基本方針」「人員に関する基準」「設備に関する基準」「運営に関する基準」「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を規定しております。第1章「総則」では、条例の趣旨、用語の定義、一般原則等を定めています。第2章は「介護予防認知症対応型通所介護」では、介護予防認知症対応型通所介護の人員・設備・運営に関する基準等を定めています。介護予防認知症対応型通所介護は、要支援者で認知症の利用者ができるだけ居宅で能力に応じ、自立した日常生活を営めるように通所介護の施設（デイサービスセンター）に通い、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。霧島市内に11か所ございます。第3章「介護予防小規模多機能型居宅介護」では、介護予防小規模多機能型居宅介護の人員・設備・運営に関する基準を定めています。介護予防小規模多機能型居宅介護では、要支援者が通所介護を中心にしながら必要に応じて短期入所や訪問介護により、日常の世話や機能訓練を行うものです。霧島市には15か所ございます。第4章「介護予防認知症対応型共同生活介護」では、介護予防認知症対応型共同生活介護の人員・設備・運

営に関する基準を定めています。介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援の認知症の高齢者に対して、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流のもと、日常生活上の世話と機能訓練を行い利用者の心身機能の維持回復を図り生活機能の維持・向上を目指すものです。霧島市には 22 か所ございます。第 5 章「雑則」には、委任規定を設けております。附則で、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしております。以上で、議案第 13 号の説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（有村隆志君）

基本的なことでございますけども、先ほど部長からケアマネジャーのお話もありましたので、当然、ケアマネジャーさんと一体になって、運営を、認知症の方はいろいろ程度があると思うんですよ。そこら辺を、うち親父もちょっと認知が入って大変だったんですけど、そこら辺はよく分かるので、そこら辺はかなり認知の度合いによってもいろいろ違うのかなと思います。その辺の市としての関わり方ですよ、そういった基準が介護度を決めるわけですので、それに応じたそこら辺の基準がどのようになっているらっしゃるでしょうか。

○保健福祉部長（宮本順子君）

市としてどうこうという部分ではないのですけれども、この地域密着型介護予防サービスを受けられる、今説明しましたのは、要支援の 1 と 2 の方です。地域密着型サービスは要介護の方でございます。そのようなかたちで割とこの予防がつくと軽度な方になりますね。非常に軽度な方になります。地域密着型サービスというのを使うと、そういう重い介護 3、4 とかそういう方が使われております。今、認知症のほうがかんたん増加というか人数が増えておまして、パーセントでいうと霧島市は国の平均値よりもかなり高いのです。ですから、いわゆる小規模多機能を増やす理由も一はそこにあるのですが、この認知症をどうケアマネジャーさんも含めて、この事業所の中でどう療養を手助けしていくかというのは、もう永遠の課題だとはいえますが、霧島市の場合にはこの地域密着型サービス事業所連合会という連合会が非常に頑張っておられまして、認知症連携パス、私のアルバムというのを聞かれたことがあると思うのですが、そういうパスも作りまして、施設に入ったり、あるいは病院に入ったり、いわゆる認知症専門の病院に最終的に入られる方もいらっしゃいますので、そういう流れの中で、その連携パスを使った支援を今されております。そういうのを含めまして、市も一緒になりまして、認知症の徘徊模擬訓練をしたり、いろいろな地域を巻き込んでの認知症の施策を今展開しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほどいただいた資料の 5 ページの中に、対照表で現行基準厚生労働省令と、今度制定をする霧島市の独自の条例ということで、市の行政と地域包括支援センターということが明文化されているわけですよ。その中でも福祉サービスを提供する者及び住民による自発的な活動によるサービス等地域における様々な取組ということで、いう方たちとの連携に努力をなささいということなのですが、こ

これはあくまでも任意規定であって、努力の度合いがどこまで強制力というか、そういうことはなかなか難しい部分があるんですが、ここの部分の様々な取組を行うものという、どうしても密着型ということになれば、そうせざるを得ない方向性はあると思うのですが、具体的にはどういうことでこのような地域における様々な取組ということで捉えたときに、どのようなことを想定されていらっしゃるのでしょうか。

○長寿・介護G長（住吉謙治君）

今、霧島市すこやか支えあいプラン2012というのを作りましたけれども、この基本目標の中で、生活者を起点に考えた地域を包括ケア体制の構築ということを中心項目、目標ということで掲げております。症例の中では、確かに連携先としてはなかったのですが、霧島市としてはそこに地域包括支援センター、あるいはボランティアとか、そういった方々によるインフォーマルなサービスというものを追加したということがございます。例えば地域の方と消防の訓練とか、そういった地域に開かれたかたちで地域の協力をもらって助け合っていくというようなことを考えていると思うのです。

○委員（前川原正人君）

それともう1点は、これは7ページの中で、例として対照表の中で認知症対応型の通所介護ということで、これも一般的な現行の基準も厚生労働省令と霧島市で、今回制定をする非常時の災害対策の例としてここに明記をしてあるわけですが、この事業所内に掲示をしなければならないということなのですが、例えばこういう形での掲示をしなければならないと、しなければならないですから、してもいいではなくて、しなければいけないわけですよね。そうなったときの検証というか、点検、その事業者の検証といえますか、その辺についても行政のほうに責任を持つという理解でよろしいわけですか。

○長寿・介護G長（住吉謙治君）

この点につきましては、鹿児島県も条例の中でこういった規定を設けました。それに合わせた形なんですけれども、もちろん実地指導というのも行っておりますし、市では介護相談員という制度を設けて、各施設に向いて相談者の声を聞いて、それを事業者の管理者に伝えるとかという橋渡しの役割を担っておりますけれども、いろんな場面を通じて掲示をしているかどうかというのは確認はしていきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

それとその下のこども、先ほども申し上げた地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないと。これなども地域の人たちの理解と温かい目がないとなかなか難しい部分があるのですが、その辺のアピールといえますか、市としてはこういう取組をやるんだという、大きな方向性はあったとしても、実際具体策となったときに、何をやるのかということと、どこに要請するのかという部分があるのですが、その辺についてはどのようにお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。

○長寿・介護G長（住吉謙治君）



各地域密着型の事業所につきましては、2か月に1回、運営推進会議というのを開催しているのですね。運営推進会議というのは、地域の自治会の方、公民館長だったり、老人クラブの方が入ったりして、地域に開かれたことをやってくださいねということでもありますので、地元の協力というのは、例えば、地元の行事に参加をされたりというかたちで、もう一自治会の一員として活動していただくようにということで、私どもは指導しているところでございます。

○保健福祉政策課長（花堂 誠君）

関連で。先般、民生委員の一斉改正に伴う説明を地区の自治公民館長さん方の連絡会のほうで説明した際に、災害時要援護者の関連の質問がありまして、逆に地域にそういう施設があった場合には地域としてどういうモーション、働きかけをしたらいいかと逆の話もありまして、それを機会に我々の政策課としても災害時要援護者の説明を毎年、館長さん方に名簿を配ったりしておりますので、そういう機会も捉えて、逆のその施設との関わりというものも何らかの形で協力をお願いしていけたらという機会にできるのではないかと思ったところでした。

○委員（前川原正人君）

やはり努めなければならないといえは努力義務なんですよね。なんですが、例えば、健康、あれは今補助事業がありますよね。まちづくり、いきがい対策事業とか、ああいう部分とリンクをさせてやっていくということも十分可能ではないのかなと思うんですが、その辺の政策課として、具体的にそれはもう地域の実情、地域によっていろんな要素があったり、Aというところでは出来るけど、Bというところでは出来ないとか、様々な要素があるのですが、その辺の事業等との兼ね合いの部分での政策課としての取組も当然今やってはいらっしゃるのですが、こういうふうに条文化をしていくと市の責任というのも出てくると思うんですね。問われていくと思うので、それについてどうなのかお聴きをしておきたいと思います。

○保健福祉政策課長（花堂 誠君）

今、前川原員のおっしゃいましたことは、非常に今後の地域における福祉の取組、それから地域における健康づくり、そういったことを非常に重要なところだと思います。従いまして、先ほども申し上げましたが、地域におけるとなりますと、いわゆる地域資源、民生委員さんとか在宅福祉アドバイザー、健康の関係の食生活改善推進員、運動推進員、それらの地域資源とそれから地域の核である地区自治公民館の皆さんと取り組んでいかなければならないと思いますので、先ほど申し上げました地区自治公民館長さん方の集まりの機会を捉えて、そういった地域における福祉の推進、それから地域における健康づくりの推進、そういったことについては周知を図っていかなければならないと思います。

○委員（前川原正人君）

先ほど言われた、すこやかプラン 21 ですか。計画が出ているわけですがけれども、今、花堂課長がおっしゃったその部分について明文化は、その資料を持ってきていないので、確認の意味でお聴きをしたいのですが、そのすこやかプラン 21 の中には、今おっしゃったようなそういう計画的な文言等

は明文化されておりましたかね。お知らせいただけますか。

○長寿・介護G長（住吉謙治君）

確かにこのすこやかプラン、支え合いプラン 21 の中では地域包括ケア体制づくりとか地域とのネットワークとかというような部分で、そういったものとも関連付けているということでございます。

○委員（田代昇子君）

介護予防小規模多機能型居宅介護ということで支援1とか2とか重くならないような対策だろうと思っておりますが、霧島市は15か所ということでございます。今ある介護施設に併設されるのか、新たにしようと思っていられるのか、そこら辺を聴かせていただければと思います。

○長寿・介護G長（住吉謙治君）

介護の予防サービスにつきましては、対象者が要支援一、二という方ということであって、施設は同じものでございます。

○委員（田代昇子君）

一緒だということでございますが、こういう所で要支援一、二の方々は抵抗がないものか。そこら辺は検討されなかったものか。お聴かせ下さい。

○長寿・介護G主査（原口峻正君）

小規模多機能型居宅介護の中では個別に支援を行っているということで、それぞれが必要なケアを受けているということなので、利用者にとって別の方との兼ね合いというものは、そんなに大きな問題として出て来てはいないと考えられます。

○委員（田代昇子君）

希望があれば送り迎えとか、そういうものも変わらないということによろしいのですか。

○長寿・介護G主査（原口峻正君）

送り迎えも皆さん一緒にされているということによろしいです。

○委員（有村隆志君）

これは確認なんですけれども長崎で老人ホームの火事がありました。規模が小さかったという事で、一応市としては指導はしていたが、その後、実際にそういったスプリンクラーの設置がどうだったかという確認ができていなくて、今回のようなことがあったということでございまして。今説明があった事業所について設備があるかどうかお答えください。

○長寿・介護G長（住吉謙治君）

霧島市としては、この認知症グループホームにつきましては、今23か所ありますけれども、すべてのグループホームにつきましてスプリンクラーの設置はされております。これは消防法でいう275㎡未満の施設についても国の補助を使って設置をしたということでございます。

○委員（有村隆志君）

分かりました。先ほど前川原議員との関連になりますけれども、地域の方との連携ということでございます。これはそういったことを、今現状として地域でもできている所とできていない所の差があ

ります。そうなるここに条文があったとしても、なかなか進まないところもあるのかなと思います。であれば長崎方式で、ある程度会を立ち上げてその地域の方を巻き込んで、今度はこちらから違う論点から地域の防災ということを進めることは、確かに今言われているのは大きな地震が来て、津波が6m、10m、それが10分以内に来るとかそういったお話もございます。そう言った場合を考えて昨日のニュースでは早速、地域のほうでやったというお話が行政主体ではなかったということでございましたけれども、やはりそこら辺の仕組み作りも大事だと思いますので、やはりそこら辺は大事な論点だと思いますので、こちらから各部局に投げかけて、消防、協働共生等と連携し市の中でそういったことをどうするかということ、やはりこの条文は綺麗にかいてありますけれども、実際に施策するということになるそこら辺からすべきだと思いますがどうでしょうか。

○保健福祉政策課長（花堂 誠君）

先ほど申し上げましたとおり、福祉で今やっております個人の災害時要援護者の登録の関連もございますので、地域における施設との災害時の連携、そういったものについては議員御指摘のとおり関係部局と調整をして、今後どういうふうに進めていくのがもっとも効果的であるか、いわゆるこの関係条文の実現に向けて取組をしていかなければならないと考えております。今後検討したいと思いません。

○委員長（松元 深君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようです。ただいま議案第12号の条文、条例と13号の条例が混乱しまして12号のところを質疑された方もいらっしゃいましたが、これで議案第13号に対する質疑を終わりたいと思います。ここでしばらく休憩いたします。

〔休 憩 午前11時12分〕

〔再 開 午前11時17分〕

休憩前に引き続き会議を開きます。宮本部長より発言の申し出がありましたので許可いたします。

○保健福祉部長（宮本順子君）

先ほどの児童福祉のひとり親医療費の件の際に保護命令の話が出まして、私のほうと茶園課長のほうで、警察並びに児童相談所と申し上げましたので訂正をさせていただきます。配偶者暴力防止法DV防止法の流れによりますと、相談・援助・保護を受けた警察等が、最初に警察にDVの方は駆け込みをされたりするんですけども、警察に行ったあと、被害者の身体に対する暴力等が命に関わるものと認めたときに、保護命令の申し立てを本人が地方裁判所に、警察を通じて裁判所のほうに申し立てをするということで、保護命令を出すところは地方裁判所となっておりますので大変失礼をいたしました。訂正をしてお詫びを申し上げます。

○委員長（松元 深君）

次に、議案第14号「霧島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」執行部の説明を

求めます。

○健康増進課長（森多美子君）

議案第 14 号「霧島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」御説明申し上げます。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）」の公布により、本市の新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するために、この条例を制定するものです。条例では、新型インフルエンザ等対策本部の設置目的及び組織並びに運営について必要な事項を定めております。この条例の制定により、平成 21 年 2 月に定めた「霧島市新型インフルエンザ対策本部設置要綱」を廃止いたします。なお、法第 8 条により、市は国及び都道府県行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策の実施に関する行動計画策定も義務付けられており、今後、国・県の動向に合わせて作業を進めていくこととなります。以上で、議案第 14 号の説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

議案第 14 号なんですが、今の口述の中で、霧島市新型インフルエンザ対策本部設置要綱を廃止して、今度、法律の特別措置法が制定をされて、それを受けて、また市で条例を制定するというのですが、このインフルエンザ「等」ということで、「など」が入っているわけですがけれども、ほかにどういう、恐らくウイルス性の部分だろうと思いますが具体的にはどういふものが対象になるのかお示しを頂ければと思います。

○健康増進課長（森多美子君）。

この法律において新型インフルエンザ等とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第 9 項に規定する新感染症、全国性的かつ急速な蔓延のおそれのあるものに限るといふ、新感染症を含めたことが今回、改正の点でもあります。

○委員（前川原正人君）

第 2 条の 4 項で、対策本部長には本部長、副議長及び本部員のほか、必要な組織を置くことができると、また、5 項の中で、市の職員のうちから市長が任命をするということで、この条文を見る限りでは、普通、市長が本部長ということで、副市長が副本部長と、あと所管の職員の皆様方それぞれが、所管する所から二、三人ずつ出てきて、本部員というふうになるのですが、霧島市の場合この条文を当てはめたときにはどのような組織形態になることが予想されるのでしょうか。

○保健福祉政策課長（花堂 誠君）

今の御質問を確認させていただきますと、いわゆるこの本部の組織体制ということですか。条例と、これに伴いまして、条例施行規則というのを制定するというのを予定しておりますが、それによれば、本部長は市長、副本部長には副市長及び教育長、本部員は各部長級、それから危機管理監、総合支所長等となっております。「等」は、その他必要と認めるものということでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの口述で、今後、国・県の動向に合わせて作業を進めていくのですが、行動計画も市として独自で設けていくということになるのですが、規則の中で、いつからというふうに書いてないのですね、この条例は法の施行の日から施行するですので、法の流れにのっとって、市の自治体として制定を前もってしておいて、その上で行動計画等が進んでいくことになるのですが、大体その行動計画策定というのを、今のうちからやはり準備をすることになると思うのですが、具体的には「はい出ました」じゃあ何をするかというふうな流れになっていくと思うのですが、だいたいどのようなこう、ちょっとイメージが湧かないものですから、その辺の大体シミュレーション等があるのであれば、行動計画について示していただければと思います。

○健康増進グループ主査（福永義二君）

はい、確認ですが、内容ではなく時期ということによろしいのでしょうか。お答えいたします。現在策定済みの、私どものほうで策定済みの行動計画というのは実はございますけれども、これは新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定される前の平成 21 年 2 月に策定したものでございます。今回の法律制定に伴いまして国と県の行動計画の策定を待って、現在の行動計画を全面的に見直す必要がございます。現段階では、国が平成 25 年度中に策定しなさいという指示をしておりますが、方向性ですね、ただし、国の行動計画もまだ示されておられません。で、これが先日説明会がございまして、国の方は暑くなるまでには示したいと、で、県の行動計画は国の行動計画を受けて策定されますので、前回の行動計画策定まで約半年を要しております。ということは、私どもの計画ができるのは、ぎりぎりか、あるいは年度をまたいでしまう、26 年度に入ってしまうかもしれないという認識は持っておりますが、何にせよ、国の方が早く示していただければそれだけ早くできるというようなイメージではおります。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 14 号に対する質疑を終わります。ここで暫く休憩します。

〔休憩 午前 11 時 30 分〕

〔再開 午前 11 時 33 分〕

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 21 号「議決事項の一部変更について（土地の取得）」について執行部の説明を求めます。

○環境特任部長（西 剛君）

議案第 21 号霧島市一般廃棄物管理型最終処分場整備に伴う修景施設保全等のための土地取得に関する議決事項の一部変更について御説明いたします。議案の 216 ページを御覧ください。一般廃棄物管理型最終処分場の整備につきましては、地元の西牧之原地区自治会第 11 班の方々と昨年 3 月に基本協定・環境保全協定を締結いたしました。これに関連する地域振興策として、最終処分場に隣接す

る民有地を整備地への進入路及び修景施設等として用地買収を行い、平成 24 年 12 月議会に提案し、議決をいただきました。前回取得いたしました、15 筆 11 名の方々との契約に引き続き、今回新たに 5 筆 5 名の方々と仮契約が終了したことから、これらの土地についても取得しようとするものであります。このため、地方自治法第 96 号第 1 項第 8 号及び「霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、平成 24 年第 4 回霧島市議会定例会で議決されました議決第 97 号の土地の取得について、その一部を変更し土地を追加取得しようとするものであります。それでは概略を御説明いたします。今回の追加取得に伴い、土地の所在地の「外 14 筆」に 5 筆追加し「外 19 筆」とし、数量「2 万 4,020 平方メートル」に 1 万 4,225 平方メートルを追加し「3 万 8,245 平方メートル」とし、取得金額「2,925 万 9,440 円」に 640 万 1,250 円追加し「3,566 万 690 円」とし、取得の相手方の「外 10 名」に 5 名を追加して「外 15 名」に改めるものであります。提案の理由としましては、福山町福山地内の山林を一般廃棄物管理型最終処分場建設予定地周辺の景観を保全するための用地の一部として、前回の取得に引き続き追加取得しようとするものであります。次に図面を基に御説明いたします。別紙 A 3 の資料を御覧ください。今回の追加取得分につきましては赤色で、前回取得分は黒色で、また、買収できなかった土地は黄色でお示しをしております。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松元 深君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

今回 1 万 4,225 m<sup>2</sup>を追加するということですが、640 万 1,250 円の追加ということで、平米単価にすれば、450 円になるわけですが、これはすべてその単価でいいのか確認します。

○環境特任部長（西 剛君）

今回は山林のみでございまして、今言われるような単価でございます。

○委員（新橋 実君）

残りがまた黄色の未取得があるのですが、これも今後されるということですが、この単価もすべて同じ単価でされようと考えているのか。なぜ、まだ未取得になっているのかお願いします。

○環境特任部長（西 剛君）

この用地買収につきましては、24 年度で終了ということにしております。黄色につきましては、今まで私どもも再三行きて、交渉を行ったところございまして、その旨所有者の方にも平成 24 年度で協力を頂ける分については、こちらでさせて下さいと説明をして納得をいただいているところでございます。

○委員（新橋 実君）

納得してもらっているけど、まだ取得できていないということですか。

○環境特任部長（西 剛君）

私どもも再三行きて御説明申し上げたのですが、単価について納得がいかないということで難

航したところでございます。そういったことで取得ができなかったということです。

○委員（新橋 実君）

ということは今後 24 年度完了ということは、この方たちが実際納得いかなければ、この状態で進めると言うことでよろしいでしょうか。

○環境特任部長（西 剛君）

ここは民有地でございまして、私どもが説明会で説明を行っているときに、この周辺地域も買収してくれということで、地域振興策で挙げてまいりました。ただ、その時に協力を頂ける分についてということで、私どもは説明してまいったところでございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、今回はこれで止めるけれど、もし、今後平成 24 年度以降に、本人さんたちがどうしても市のほうに売りたいということがあれば、市はどういうふうにされるのかですね。

○環境特任部長（西 剛君）

申し上げにくいのですが、今回、平成 24 年度だけの処置ということで御説明をしておりますので、今後ということはありませんということでございます。

○委員（前川原正人君）

新橋委員から概略、質疑が出ているわけですが、今回赤色部分も 5 筆ということでしたが、昨年の 12 月議会での理由として、取りあえず一応買っておくんだと、その買えなかった理由は相続や相手方の協議、いわゆる値段交渉であったり、様々な要因で整わなかったんだということだったんですが、先ほどの確認になると思いますが、黄色の部分については、未取得箇所でのままゴーということになるんですけど、やはり平成 24 年度はもう終わりなんだというひとつの方向性というか、ここまでという線を引くわけですけど、全くその相手側の、まだ平成 24 年度といっても、あと半月ぐらいあるわけですけど、努力は行政としても重ねていくということにはならないわけですか。

○環境特任部長（西 剛君）

ここにつきましては、私どもも申し上げているように、再三、御説明を所有者の方に申し上げて交渉したわけでございます。その中で、平成 24 年度についてということで申し上げました。何度も言いますが再三確認をいたしまして、このように議会に提案をするのは 3 月末ということではなく期限がございまして、そういう意味でも本人に御説明して了解されたということでございます。

○委員（有村隆志君）

私、現地に何回か国道のほうですが、管理がちょっと違うんですが、国道の広がっている部分、水が溜まる所があったような気がするんですが、どっちみち排水するとなるとこの土地を通らないといけないと思うのですが、そこらへんの国道から要請とかそういうのはなかったですか。

○環境特任部長（西 剛君）

ここは以前、旧福山町が用地の買収を行ったところでございまして、今回、対象地域にはなっていないところでございます。ここは現状は下のほう、国道との高低差がございまして、ですからここは窪

地になっておりまして、国道をまたいで暗渠が入っておりますので、雨水についてはこの暗渠を通して、こちらの処分場周辺に入ってきております。ただ、地質についてはボラ地でございますので、処分場のほうまで流れた形跡はございませんで、その周辺ですぐ浸透して、その下から暗渠がずっとありますので影響はないと私どもは考えております。

○委員（前川原正人君）

今回、土地の買収をされて、霧島市の所有の土地ということになっていくわけなんですけど、地元の方たちの中には、うちも下の方に土地を持っていると、なんとかという部分もあると思うのですが、そのために協定書を結んだり、それなりの法的根拠のある文書を交わして調印までやっているわけですけども、行政としてそういう個別の部分については対応もしかねない部分があると思うのですが、代表者5人を当時選出して、そういう組織の中での要請というのも今後考えられるわけですが、そういう協定書をあくまでも遵守し、幻覚に守っていかなければならないという性格のものなわけですけども、そこ辺の感情的な部分等も当然出てくると思うのですが、その辺の対応の仕方、誰が言ってきたからどうこうとか、あの人だからいいとか、この人は駄目とか言えない部分なのですが、その辺についての行政側の考え方はどうなのかなと、どうしても感情的な部分がどうしても出てくるものから、我々も困っている状態でもあるわけですので、その辺の行政の対応の仕方についてどのように考えていくのかお示しいただければと思います。

○環境特任部長（西 剛君）

今、議員が言われたのは下の土地も買って欲しくないかという話もございまして、下流の田んぼのことを言っておられるのかなと思います。実際、協定締結後にそういう話もございまして、私どもは協定を締結する前に地区の5名の方を地区の総意の下で、一任して5名の方と私どもと話をすると、その地区の総意の方が意思を表示されたわけですので、その後私どもと5名の方とずっと協議をしてまいったところでございます。その中で、協議内容として下流の田んぼは買収あるいは換地として協議内容として出てまいりました。ただ、私どもが今まで御説明をする中で、この処分場については水を出さないということで再三申し上げてまいりまして、それを根気よく熱心に説明したところ、その5名の方については納得していただいたということで、それも含めて地区の方々に回覧なりを回して、納得いただいて、協定を結んだという経緯がございます。ですから、協定の内容につきましては、そこで一任して私どもと結んだわけですので、それを生かしてもらわないと、こちらとしても納得いかないということになると思います。そういうことで5名の方を一任していただいたものですから、地区の総意で今後、特に協定のことについて異議・疑義が生じたら、皆さんの総意の下でこちらとしては門戸は開いて準備はしているつもりでございます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第21号に対する質疑を終わります。



[休 憩 午前 1 1 時 5 2 分]

[再 開 午後 1 時 0 0 分]

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。まず、議案第 2 号「霧島市乳幼児医療費助成条例の一部改正について」何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、議案第 3 号「霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、議案第 11 号「子ども医療費助成の拡充に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」何か御意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

自由討議ということなのですが、今回 2,000 円を控除した額を助成するというので、拡大といいますか、無料化ではないのですが、やはりこの部分については、今後この制度を充実・発展をさせていくということを求めていると思います。

○委員長（松元 深君）

次に、議案第 12 号「霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」何か御意見はありませんか。

○委員（有村隆志君）

霧島市条例の第 76 条の 3 で地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないというところで、各部、共生協働、安心安全、消防との調整を本市においても連携を取っていくべきだと考えます。

○委員長（松元 深君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、議案第 13 号「霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、議案第 14 号「霧島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、議案第 21 号「議決事項の一部変更について（土地の取得）」について何か御意見はありませんか。

んか。

〔「なし」と言う声あり〕

これより議案処理に入ります。まず、議案第2号霧島市乳幼児医療費助成条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第2号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第3号霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第3号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第11号子ども医療費助成の拡充に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（新橋 実君）

私は議案第11号子ども医療費助成の拡充に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について反対の立場から、討論に参加いたします。今回、子ども医療費の助成ということで、これまで乳幼児医療費補助ということになったわけですが、今回、中学生卒業までということで拡充されたことは非常にありがたいことでもあります。2,000円ということで多少お金も取るわけですが、徐々にこれも改善していけばいいと思うのですが、今回私が反対する理由は、第2条に霧島市出生祝金支給条例を廃止するというようになっております。これは我が霧島市を含む県内7市が現在行っております。非常に素晴らしい制度だと思います。前回も霧島市のほうで、出生祝金条例の廃止の問題が出たわけですが、これまでも200名を超える方が毎年受給されて、これは子育ての、子を産むための、子供を増やすための施策には非常に寄与していると思います。そういう中で今回これを廃止することになれば、3人目以降の子供が生まれる方がどうかなということで非常に危惧することもあります。児童手当等も十分拡充はされているわけですが、これは市独自の制度ということですので、できればこのまま続けていただきたいということで、この第2条の廃止を消していただいた形でできればと思ひまして、反対の立場で討論に参加しました。

○委員長（松元 深君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。ありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第 11 号に対しまして賛成の立場から討論に参加をするものであります。今回、先ほど新橋議員もおっしゃいましたけれども、第 2 条の霧島市出生祝金の支給条例を廃止することと相まって、小学校から中学校の 15 歳に達するまでの期間 2,000 円を控除した額を助成するという内容でございます。この間子ども医療費の充実について、私も含めてですが、他の会派の議員の皆さん方も一般質問等でその充実強化を求められてきた経過がございます。そういう点からみて、子育てしやすい施策として評価をできる部分でもあります。今後、本制度の無料化及び現物支給のための充実・発展を求めて賛成討論といたしたいと思っております。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立者 5 名、賛成多数と認めます。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 12 号霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について討論に入ります。討論はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

討論なしと認めます。採決します。議案第 12 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[[「異議なし」と言う声あり]]

御異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 13 号霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について討論に入ります。討論はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

討論なしと認めます。採決します。議案第 13 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

御異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 14 号霧島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について討論に入ります。討論はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

討論なしと認めます。採決します。議案第 14 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 21 号議決事項の一部変更について（土地の取得）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 21 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。お諮りします。委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（新橋 実君）

今回、子ども医療費助成の拡充に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、非常に子供達の医療費のほうは、これで 2,000 円を上限に毎月出すということで非常に図れると思いますけれども、実際、この条例の中に、第 2 条のほうに先ほども言いましたけれども、霧島市出生祝金支給条例を廃止ということで、条例廃止の案まで出ているということがどうかなと思いました。できることなら一つの条例ですので、別な形で出してもらってすれば、まだ分かりやすかったかなと思うのですが、今後は一つの条例については別々な形で出していただきたいと思います。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、お諮りします。委員長報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにします。ここでしばらく休憩いたします。

〔休憩 午後 1 時 20 分〕

〔再開 午後 1 時 29 分〕

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから、第一次霧島市総合計画後期基本計画（素案）（保健福祉部関係）について、当委員会の所管の施策に係る所管事務調査を行います。早速、執行部に説明をお願いします。時間に限りがありますので、説明は簡潔にお願い致します。なお、詳細説明が必要な場合は、委員からの質疑に対する答弁で行ってください。また、本日の調査は、後期基本計画（素案）に掲載されている内容の確認でありますので、委員におかれましては、先日の打合せのとおり、基本事業に基づく具体的な実施事業の質疑は差し控えてください。それでは説明に入ってください。

○保健福祉部長（宮本順子君）

施策、子育て環境の充実の概略について御説明申し上げます。本市計画の最上位に位置する第一次霧島市総合計画の政策体系の中で、助け合い、支え合うまちづくりの政策は、四つの施策で構成されており、その一つが子育て環境の充実でございます。子育て環境の充実は比較優位の観点や少子高齢社会など社会情勢の変化などにより、前期基本計画期間において重点施策に位置付けられており、後期基本計画においても引き続き重点施策とされる予定です。基本計画である施策、基本事業の進行管理には行政評価の手法が取り入れられており、毎年度評価を行っております。また、基本計画は5年毎に見直され、来年度から後期基本計画期間に入ります。子育て環境の充実の施策評価及び後期基本計画の素案の詳細については、施策主管課長であります保健福祉政策課長から御説明申し上げます。

○保健福祉政策課長（花堂 誠君）

それでは説明を申し上げます。まず、平成23年度、目標達成度評価でございますけれども、皆様方にお配りしている。政策マネジメントシート1、平成23年度、目標達成度評価を御覧ください。1ページ目になります、ここの施策の目的と成果把握で、対象を子育て家庭、市民としまして、③のところの意図になりますが、安心して子供を産み育てることができるといたしました。次に、成果指標に三つの項目を掲げ、それぞれ目標値を設定しておりますが、その目標の達成度について裏面を御覧ください。マネジメントシート2、この中の5番目、施策の現状というのが中ほどでございます。その③平成23年度の目標値と実績値の比較で示しております。まず一つ目、A、子育てに不安を持っている世帯の割合、これは55.0という目標値に対して、59.3これは低ければ低いほどいいという数字なのですが、若干、目標に達しなかったと、達成率92%でございました。Bの子育てしやすい環境が整っていると考える子育て家庭の割合は、58.0の目標に対して、63.7の回答率でございまして、達成率110%となりました。Cの出生率だけが、いわゆる生の数字でございまして、目標値10.3に対して実績9.9、達成率96%で、95%以上を満たせば、ほぼ達成ということになっております。これらの実績値と同じシートの6、平成24年度の施策の取組方針等を踏まえて、その右側の7、平成25年度に向けた施策の課題、方向性として六つの項目を定めております。これらを中心に、後期計画の策定を進めてまいったところでございます。それでは、皆様方に事前に配付しております計画素案、子育て環境の充実、71ページを御覧ください。施策の目的につきましては、前期計画に引き続いて安心して子供を産み、子育てができる霧島市の実現に努めることとします。2番の現状と課題につきましては、当然、前期計画における計画期間のことでございますので、前期の計画とはすべて違っておりまして、現状については、子育て支援のため子どもセンターや発達サポートセンター、放課後児童クラブ等を整備したほか、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、子育てサロン等を設置してまいりました。これらの実績と評価を踏まえまして、後期計画期間においては、引続きこれら子育て支援体制の充実を目指すこととしておりますが、施設整備についてもニーズを把握しながら進めることとしております。72ページを御覧ください。3の方針につきましては、先ほどの施策の目的において申し上げたとおり基本的には、前期計画を踏襲しております。前期につきましては、方針の最後の部分に近隣市町よりぬきんでた支援・支援策の展開を図るとしてございましたけれども、ほ

かの市町にぬきんでてというのなかなか難しいこともございまして、果たして競争することがいいのかどうか、扶助費の高騰にもつながって、行く行くは財政的負担が増えてしまうということもありますことから、近隣市町よりぬきんでた支援策の展開は削除しております。4の目標値につきましては、出生率を除いて市民意識調査による満足度という評価をして行っておりますけれども、前期評価を踏まえて将来の財政負担と総合的な検討・議論を経まして目標値を設定しております。73 ページ、74 ページにつきましては、これらの基本計画を受けまして、基本事業として整理をしておりますが、その中でも特に子供に掛かる医療費の助成制度と 74 ページになりますかね、(4)、子供の健やかな成長のための負担軽減を図るための市独自の子育て支援策についても、その在り方について、後期計画期間において検討するほかとしておりますけれども、既に今回の3月議会にその一つである子ども医療費の助成の提案をさせていただいているところです。そのほか、不妊に悩む夫婦や未熟児、発育・発達に不安のある乳幼児とその保護者などに対する支援充実を図るなど、子育てに関する不安感や負担感の軽減・払拭・相談体制の更なる充実など、子育てしやすい環境の整備に努めることとしております。以上で総括説明を終わりますが、基本事業の73 ページの5、施策と基本事業の体系の中の表の基本事業の(3)、ここは前期と表現が違っております。前期は、子育てと仕事が両立できる環境づくりとしておりましたが、やはり仕事、子育てという限定ではなくて、ワークライフバランス、いわゆる仕事と生活、いろんな趣味とかもあると思います。そういったバランスを推進していくのだという意味合いから、ここの基本事業名は、変更しているところがございます。前期とやはり比較しますと、お金とか、そういったものよりも人の力、マンパワーによって子育てを支援していというような形で、計画の柱としたところです。以上、説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま内容の説明が終わりました。内容説明についての質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

あくまでも政策のマネジメントシートの部分でお聴きをするのですか、この見込値・実績値ということで、それぞれ19年度から数値が出されているのですけれども、これは単純に実態に基づいた数字での把握という点でよろしいわけですか。

○保健福祉政策課長（花堂 誠君）

そのとおりでございます。毎年、大体4月頃になるんですけれども、市民の中から3,000名を無作為抽出いたしまして、その間いの中で、例えば18歳以下のお子さんのいる方の子育てに関する不安感や負担感について「非常に不安や負担を感じますか」とかそういうアンケート調査に従って答えていただいた方を把握したものでございます。

○委員（前川原正人君）

このマネジメントシートの裏のほうで、先ほどおっしゃった出生率が実数だと、あとのA、Bの目標値・実績値・達成率というのは、ある意味個人の主観的な部分というか、実際、数字として主観が

出てきたということになるのですが、その問いのやり方とか設問の仕方でもだいぶ増減の差が出てくると思うのですけど。このA、Bの部分の、これもやはり感じ方とかいう部分なのですが、その辺も含めて数値化したということで理解してよろしいわけですね。

○保健福祉政策課長（花堂 誠君）

ここの数値はあくまでも先ほど申し上げた、無作為二十歳以上3,000人に同じ問いをして、そのうち答えられたパーセントでございますが、ただ、委員の言われますような、勘案したこと、その他の意見の表記というのがございまして、それらの中で、例えばですね希望している保育所にすぐ入れないとか、それから何らかの医療の負担が、他の市町は無料ですけど、こちらは補助がないとか、そういった附帯意見も参考にしているところです。

○委員（前川原正人君）

キッズ霧島ですかね、子育て支援室を、あれはNPO法人、キッズパークですね、あの施設等の実績なんかも、この数値といいますか、子育て支援という点で見るときに反映はされているわけですか。その行政だけの部分と、いわゆるボランティア的な部分とかいろんな施策をやっている現実があるわけですけど、そういうのもこのシートの中への反映というふうで理解してよいのですか。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

お配りしております資料のマネジメントシートの次のシートですね、基本事業のシート、左の上が基本事業ナンバー5の4分の1、地域における子育て支援ということで、ここの部分が、地域子育て支援センターやファミリーサポートセンター、この辺もNPO法人に任せて委託している部分もあるのですけども、その後、育児親子教室や育児サロンという、そういうのがここに入ってくる部分なのですけれども、その2の基本事業の資料等の推移の中で、A、施設の利用者数、この中に子育て支援センター・ファミリーサポートセンターの利用者、Bで施設における講座の参加者数ということで同じく支援センターやファミリーサポートセンターの講座の参加者数をここで実績値として上げているということでございます。

○保健福祉政策課長（花堂 誠君）

申し訳ございませんでした。施策マネジメントシートのところで、私が本来であれば、この施策に基本事業が五つあって、その結果がこういうふうについておりますという説明をすればよかったのですけれども、この基本事業の今、茶圓課長が申し上げました以降に、より具体的な意識調査ではなく、何人とか何箇所とか、そういった評価もしているところです。

○委員長（松元 深君）

ここに五つの基本マネジメントシートがあるわけですが、児童福祉課から健康増進課まであるわけですが、これについての5年間の振り返りで、5-4-1から5-4-5までありますので、時間がありますので説明をお願いしたいところでございます。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

ではまず、5-4-1の地域における子育て支援ということでございます。これにつきましては先

ほど説明いたしましたとおりでございますが、数値的なものが分かりやすいと思いますので、数値で若干説明させていただきますと、2の基本事業指標との推移で、施設の利用者、これ単位は人ですけれども、測定方向といたしましては、子育て支援センター・ファミリーサポートセンターの利用者数ということで、平成19年度の利用者の実績数が、2万5,614人、20年度が2万7,883人、21年度が2万9,631人、22年度が3万745人、23年度が4万513人ということで、成り行き値を2万8,000と見込んでいたこともありまして、達成率が140%ということでございます。ここは見込みが甘かったのか、想定より多かったのか、なかなか評価が難しいところなのですけれども、ここはやはり支援センターも22年度からキッズパークの方がNPO法人に委託しまして、来場者数がかかなり増えてきたというようなところが、やはり影響が大きかったということです。最初にこの総合計画を作った18年度のときにはこのキッズパークの開設というのは想定していなかったというところもあって、こういうことになったのかなという分析をしているところでございます。達成の要因というのが6に書いてあるのが、平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因としては、子育て支援センター・ファミリーサポートセンターの講座の受講者については目標値を達成しましたが、講座の利用者数は、前年に比べて減少したというような実態も若干あるということです。目標値を達成した要因といたしましては、定期的な広報誌への掲載や利用者間の情報交換によるものと考えられます。講座の利用者数が減少した要因はファミリーサポートセンターの利用者が同じ施設、キッズパーク内にあります同じNPO法人で実施している一時預かり支援事業にシフトしたのではないかなというようなことで、講座への参加は少なかったと分析しているところです。

○健康増進課主幹（安田ゆう子君）

5-4-2の母子保健の充実のところの説明を申し上げます。この母子保健の充実につきましては、前期計画のほうと成果指標のほうは変えておりません。ただ、平成24年の実績はこの資料の中で入っておりませんが、24年度から成果指標の母子保健相談件数のところに、こども発達サポートセンターが入っておりますので、実績値としてはここが変わってくるところでございます。健康診査の受診率につきましては測定方向にございますとおり、3か月児健診、乳児健診です。1歳6か月児健診、3歳児健診の三つの健診の実績値を上げております。目標値につきましては96%といたしましたのは、これまでの健診の中で最も高かった乳児健診のものを目標値にしておりますが、三つの健診の合計で受診率が出てまいりますので、年度によって少し変わってまいります。目標達成としては、平成23年度につきましては98%ということで、概ね達成はできているのかなと考えております。2番目の特定不妊治療助成につきましても、合併以前の国分市が平成16年度から単独事業として行っていたものを合併した以降、霧島市単独事業として実施して、あと県の事業もございまして、そういったものと併せて継続して実施しているところでございます。その年によって申請の件数が違っておりますけれども、県内で取り組まれております医療機関につきましては、従前として変わったところではございませんので、大きく広報等が足りなかったというところではなくて、やはり微妙なこういう不妊治療に関するものでございまして、年度によって少し数値の変動があったものと考えてい



るところでございます。市の母子保健相談件数につきましては、冒頭申し上げましたようなところでございますが、実際、ここも少し目標値にしていたよりも少なく実績として上がっておりますけれども、おおむね97%程度の目標を達成しているのです、達成できているのではないかと考えているところでございます。また、今後、この母子保健の充実に向けまして、関係機関との連携を取り合いながら、それから情報交換を取り合いながら、それから掛かりつけ医の下での健康管理を進めていくということを充実させていくことで、安心して産み育てることのできる支援を行う予定であります。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

続きまして5-4-3です。基本事業名は子育てと仕事が両立できる環境づくりということです。ここにつきましては、後期につきましてはワークライフバランスというものに変わりますが、目的は同じでございます。取組方針といたしましては、子育て中の方が安心して働けるようニーズに応じた各種保育サービスの提供に努めるとともに、認可外保育所、放課後児童クラブなどを活用した支援の拡充を図るということにしております。対象といたしましては、子育てをしている世帯、事業所、児童福祉施設及び関連施設ということにしております。意図は子育てをしている人が安心して働くことができるようにするとしております。基本事業の指標はA、B、C三つ設定しております。Aが仕事や自分のやりたいことが十分できない子育て世代の割合、これは市民意識調査を基にしております。平成19年度の実績値が13、平成20年度20、平成21年度が19、平成22年度が11、平成23年度が12ということで、これも達成率が124%ということになっております。Bが児童クラブの数としております。これは市内で児童クラブを実施している数ということでございまして、平成19年度が23件、平成20年度が27件、平成21年度も27件、平成22年度が30件、平成23年度が31件ということで、これも目標を達成しているということでございます。Cといたしまして、延長保育事業の数ということで、これは延長保育を実施している保育園の数でございますが、これも平成19年度、20件、平成20年度、24件、平成21年度、25件、平成22年度、27件、平成23年度、31件ということで、これも目標達成しているところでございます。6の平成23年度の基本事業の成果指標の達成状況の要因でございますが、これは仕事や自分のやりたいことが十分にできない子育て世帯の割合については、目標値を達成している。今言ったとおりでございます。児童クラブについては、地域からの要望によって施設整備を行い、目標値を達成しております。延長保育事業の数についても目標値を上回ったということで、この事業については全て目標値を達成しているというふうに評価をしております。続きまして5-4-4基本事業名が子どもの健やかな成長のための負担軽減ということでございます。目的と方針は児童手当・児童扶養手当などの支給を行い、子育て世帯が抱える経済的負担の軽減を図るということにしております。対象は子育てをしている世帯、意図は子育てに掛かる経済的な負担感を軽減するとしております。この指標は一つでございまして、経済的な負担感を持っている市民の割合ということで、これは市民意識調査結果に基づいております。実績といたしまして平成19年度が37%、平成20年度が41.2%、平成21年度が30.3%、平成22年度が26.2%、平成23年度が25.7%ということで、これは負担感が減っていけばいいということでございますので、これも目標値に比べて達成

をしているということでございます。これの6ですけれども、成果指標の達成状況及び要因でございますが、この経済的な負担感を持っている市民の割合は、平成22年度の実績と比較して0.5ポイント減少している。これは平成24年4月に行った市民意識調査の結果によるもので、平成22年4月から始まった子ども手当や高校授業料無償化が影響しているのではないかと考えているところでございます。最後ですけれども5-4-5、要保護児童等への対応ということでございます。これの目的・方針でございますが、要保護児童対策地域協議会を設置し、関連機関と連携した児童虐待等に関するネットワークづくりを進める。また、気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに児童虐待等への迅速な対応に努めるとしております。対象は保護が必要な子供、相談や支援を希望する保護者等としております。意図は適切に保護され、家庭問題が解消されるとしております。指標でございますが、二つ設定しております。虐待通報件数、これは虐待と認定した件数としておりますが、平成19年度の実績値が31件、平成20年度が56件、平成21年度が28件。平成22年が21件、平成23年が14件ということで、これも虐待の件数が減っていけばいいということでございまして、これも目標値は達成しているということでございます。Bが虐待対象割合ということで、対処した割合でございますが、これは当然、通報があれば対処しておりますので、すべて100%ということでございます。平成23年度の基本事業の成果指標の達成状況と要因でございますが、虐待と認定した件数は目標値を達成した。その要因は虐待予防啓発による市民の関心が高まったことや関係機関との連携が深まったことが考えられる。虐待に対処した割合は今年度も100%となり、目標を達成し虐待による悲惨な事件は発生しておりません。これは関係機関や関係者の努力のたまものであるという、少し自画自賛的なところがあるのですが、というふうに評価しているところでございます。

○委員長（松元 深君）

質疑はありませんか。委員長を交代します。

○委員長（田代昇子君）

委員長を交代します。

○委員（松元 深君）

5-4-2の母子保健の充実で乳幼児健診がそれぞれあるのですが、受診者の中から前も一般質問で言ったことがあるのですが、今、隼人と国分で集中してされているのですが、小さな人数でやってほしいという意見もあるのですが、そういう声は聞こえてこないのかどうかお伺いします。

○健康増進課主幹（安田ゆう子君）

今、御質問いただいた件ですけれども、平成23年度に国分と隼人の方に健診それから健康相談・健康教育という形で実施して段階的に進めておりますけれども、逆に集まって健診を受けて頂いたりすることによって、他のお母さん方と交流ができたりする喜びとございますか、そういった声を頂いておりますので、たくさんの支所の方でやってくれということは、私どもには届いていないところです。

○委員（松元 深君）

その逆で、多くて語りにくいという声もあるのですが、そこは聞こえていないということですね。

○健康増進課主幹（安田ゆう子君）

確かに3か所の総合支所を国分の保健センターで実施するというので、国分地区・霧島地区・福山地区の方に国分の保健センターに入ってくださいました。そうしましたところ約1か月、50名から六十数名というところで、健診というような形ではなくて、そういったところの受診者の方に大変御迷惑をお掛けするとともに健診に従事していただいている先生方へも御迷惑が掛かっていたということがございまして、平成23度に段階的にと申しましたが、平成22年度、一部通知を差し上げた当日に受診できなかった方を対象にまだ支所のほうに残しておりましたけれども、平成22年度、集めたことによって確かに委員から御指摘あったようなことで、健診というようなゆっくりした体制の中で、しっかりお話を聴くというようなことができなかつた関係で平成22年度後期から1回でしていたものを2回に増やして、30名程度ずつ受けて頂いて改善を図っているところです。

○委員（松元 深君）

委員長を交代します。

○委員（田代昇子君）

委員長を交代します。

○委員（新橋 実君）

5-4-3の子育て環境づくりの中で、これには保育園の待機児童の件は下の方に書いてあるわけですが、65人の定員の増を図ったということですが、これで大分待機児童についてはほとんど解消できたのかどうかお伺いします。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

これは平成23年度で65人定員を増にしたということで、平成23年度までは330人の定員増を3年間でしたということです。一般質問でいろいろ指摘される部分なんですけど、毎年各年の5月1日現在で国の調査がありまして、希望する所に入らないという方たちは特に国分地区にはいるんですけども、実は上場でそれをカバーする分の方の空きがあるものですから、プラス・マイナス0以下になって、今、待機児童がないということなのですが、ただ、よく指摘されるのが国分の人たちが上場まで時間かけて行くのかという御指摘はあるのですが、国の調査がそうなっているという関係で、なっております。上場の保育の定員が常に充たっていないということでもありますので、その定員見直しをするということになれば、そこがすぐ待機児童にはなるということで、今年度、第2次基本方針で施設整備を3年間で300定員を増やそうということで取り組んでいるところでございます。

○委員（前川原正人君）

さっきのキッズパーク霧島で5-4-1の部分なんですけど、相当140%ということで、達成率が出ております。先日訪問をして見させていただいたのですが、中には市外の人たちもこういう施設がないということで利用されているのですけれども、今回のこの数字というのは、あくまでも霧島市内のみということになっているのかな。さっき政策課長がおっしゃるように3,000人を抽出してということと言われたのだけれども、それとはまた別のセクションになっていくのかな。その辺についてはど

うなんでしょう。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

これは特にキッズパーク霧島で行われている子育て一時預かり支援事業のことだと思いますけれども、実績値としては平成 22 年度からスタートしております、子供の預りが平成 22 年度は 3,773 人、平成 23 年度は 7,014 人ということで、平成 22 年度は初年度でしたので周知もなかったということなのですけれども、平成 24 年度もこの 7,000 人は超えていくだろうと思います。ただ、去年 3 月が爆発的に多かったものですから、要因は分からないのですが、7,000 人程度にはなるのではないかと思います。委員がおっしゃいました NPO 法人がやっている一時預かりというのは、鹿児島県では霧島市が唯一でございます、鹿児島市や姶良市、中には東京から里帰りされた方が登録されて利用されているということで、その数はこの中に含まれております。そこを省くと言うのはむずかしいものですから、トータル的にいくら預かれましたかという調査しかしていないところです。ほとんど霧島市の方が多いと思います。先ほどの市民意識調査の 3,000 人というのは追跡調査を毎年しているわけではなくて、無作為に各年代ごとで人数を設定して、お送りしてアンケートに答えていただいているという形で、設問の中身はほとんど変えておりませんので、人は変わっていてもこういう傾向があるというのはある程度信用できる数値ではないかと評価をしているところです。

○委員（新橋 実君）

5-4-2 で母子保健の充実ということなんですけれども、この中で健康診査の受診率という事で、3 か月、1 歳 6 か月、3 歳児ですね、100%いくのが当たり前ではないかと思うのですが、なぜ 96% になるのか、その辺が分かりましたら教えて下さい。

○健康増進課主幹（安田ゆう子君）

この数字としましては、健診を直接受けていただいた方の人数を統計上挙げるという原則がございます。それは医師の診察を受けているということの根拠でございますが、受診されなかった方についても訪問とかお電話で確認をさせていただいたり、保育園のほうに情報をいただくという形で 100% は達成できているのかなと思っておりますが、健診の当日、都合がつかないとか体調が悪いとかっていうこと、例えば小さい子供さんがお産まれになっていて、里帰りをされているという状況もございまして、当日の把握が 100% できていないという状況でございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、当日はできないけれども、また、別な形で行っているということで、100% できているということですね。

○健康増進課主幹（安田ゆう子君）

そのとおりでございます。追跡を全員しております。

○委員（新橋 実君）

5-4-5 の要保護児童等への対応ということで、虐待に対処した割合ということで、100% すべて対応されているのですけれども、色々なケースがあると思いますけれども、どこまでが対応したと言う

のか、ただ対応してそれで終わるのか。どういうふうな形で、後々、またそれが起こったりすることがあるのか、その辺はどういうふうな形で対応したということになるわけですか。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

虐待通報がございまして、市民の皆さま、後は病院とかいろんなところからあるのですけれども、通報があった事例に対しまして、48時間以内に黙示、目で安全確認等をしないといけないというのがございまして、それに対して100%しているということでございます。それをいたしましても問題がある家庭とか色々ございまして、そういう重篤なところは児童相談所に相談をしたり、見守り活動をしなければならない家庭もありますので、そういったこと等も行っているということで、ただ、この100%というのは通報があったものについては必ず確認をしているということでございます。

○委員（新橋 実君）

あと、児童相談所等をお願いすることもあるわけですが、地域も自治公民館とか色々あるわけですが、そういったところとの連携というのはどうなのでしょう。

○児童福祉課長（茶圓一智君）

地域の民生委員の方に御協力いただくというのはあるのですけれど、なかなか自治会とか、そこは専門的なところもございまして、あと個人情報の関係もあるので、なかなか簡単に自治会の方をお願いすることは難しいかなと考えております。

○委員（前島広紀君）

1ページのところで、今全国的に少子高齢化と言われる時代ですけれど、この1ページのところで、母子手帳を発行した世帯、②のこの数、平成19、20、21、22、23年見ると、あまり変わっていないと思うのですが霧島市においても少子化なのですかね。

○健康増進課主幹（安田ゆう子君）

この1ページの母子手帳の発行数という字数でございまして、先ほど政策課長から説明をいたしました中でもあったのですが、鹿児島県の中では大変多ございまして、今、こういう統計的な数字だけを見ますと、今年高かったら、来年少し少ないとか、なぜというのはいちよと分からないのですが、そういう状況は見受けられております。ただ、出生が減ったということではございまして、これ以外に転入等も大変多ございまして、100件程度は年度内で受けておりますので、霧島市としては出生としては多い状況があるのではないかと考えております。

○保健福祉部長（宮本順子君）

補足で説明いたしますが、出生率が9.7から10.3あたりを行ったり来たりしてございまして、私どもは人口の中で出生率は、今横ばい状態という認識をしております。少子化なのかどうかという問いには県内では19市の中で鹿屋市に次いで霧島市が2番目に出生率は高くなってございまして、その傾向というのはここ5年ほど、ほとんど変わっておりません。合計特殊出生率を見ましても鹿児島県平均が1.62、全国が1.39、霧島市は1.84と平成22年の国調の時の合計特殊出生率、一生の間に女性がどのくらいの子供を産むかということで1.84ということは、平成18年からすると平成22年は1.84

と一番高い合計特殊出生率になっております。ですから出生率と合計特殊出生率を見る限りでは、ある程度安定した出生を保てている横ばいということで、少子化が当てはまるかどうかは今のところは分っていないところです。

○保健福祉政策課長（花堂 誠君）

具体的な数字を申し上げますと、平成 22 年度の鹿屋市の出生率は、11.2 で霧島市が 2 番目と。出生者数は鹿児島市が 5,853 人、これも平成 22 年度です。霧島市が 1,390 人、鹿屋市が 1,172 人、同様規模の薩摩川内市が 919 人ということでございます。なお、平成 22 年度の本市の出生率は 11.0 ということでございます。

○委員長（松元 深君）

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

〔休憩 午後 2 時 1 5 分〕

〔再開 午後 2 時 1 8 分〕

休憩前に引き続き会議を開きます。所管事務調査に関する委員長報告はどのように取り扱いますか。提言がありましたら総務委員長へ報告するか、提言なしで報告するかということであります。それではお伺いいたします。提言がありましたら出していただきたいと思います。

〔「なし」と言う声あり〕

今回は提言がないということでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは福祉関係については、提言はしないということでまとめさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 午後 2 時 2 1 分〕

〔再開 午後 2 時 2 5 分〕

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから第一次霧島市総合計画後期基本計画について、当委員会所管の施策に係る所管事務調査を行います。早速、執行部に説明をお願いします。

○環境衛生課長（川路和幸君）

それでは、第一次霧島市総合計画後期基本計画の施策、循環型社会の形成につきまして、御説明申し上げます。本日お配りいたしました施策マネジメントシートの政策名、自然にやさしいまちづくり。施策名、循環型社会の形成と掲載されたものを御覧ください。まず、一番目の基本計画期間、平成 20 年度、一番目のところですね。基本計画期間平成 20 年度から 24 年度における施策の方針につきましては、循環型社会の形成を図るため市民、事業所、行政が協働し、役割を分担しながら廃棄物の発生抑制、リデュース、部品等の再生使用、リユース、使用済み製品等の原材料としての再利用、リサイクルの 3R 及び廃棄物の適正処理を推進し、環境への負荷を低減するものであります。次に 2 の施策

の目的と成果把握につきましては、①で対象を市民、③で意図を循環型社会の形成を推進するといったしております。④の成果指標につきましては、後ほど御説明いたします。次に、資料の裏面を御覧ください。一番上の3、基本計画期間で解決すべき施策の課題につきましては、総合計画書に掲載されているものであります。そのままそれがここにきております。次に、4の施策の特性、状況変化、住民意見等の①、②、③につきましては、これまでと変わりありませんので、説明は割愛させていただきます。この施策の現状の①、平成23年度施策の取組方針につきましては、平成22年度の振り返り結果を基に設定したものであります。この取組方針の達成状況が②であり、この中で重大な取組といたしまして、4番目に掲げております説明会等を開催し、一般廃棄物管理型最終処分場について、地元自治会と協定締結したことが挙げられます。続きまして、③平成23年度施策の目標値と実績値の額と④平成23年度施策の成果指標の達成状況及び要因につきまして御説明いたします。成果指標につきましては、AとBの二つを設けております。成果指標につきましては、Aは市民1人当たりのごみの排出量であり、平成23年度につきましては、目標値910gに対し、実績値は923gで達成率は99%と目標をほぼ達成しております。その要因としましては、新燃岳噴火の影響で本市を訪れる観光客が減少し、事業所等から排出されるごみの減少につながったためと考えられます。Bにつきましては、リサイクル率で平成23年度は、目標値24.5%に対しまして、実績値は15.6%で、達成率64%となっております。このことにつきましては、市民一人一人の資源ごみのリサイクルに対しての意識は定着してきていると考えられますが、徹底した分別が行われていないことが要因と考えられます。また、リサイクル率に換算されない新聞社による古紙回収等の実績値が低くなった要因の一つと考えられます。次に、6、平成24年度の施策の取組方針につきましては、引き続き平成23年度同様の取組を行うこととしており、さらに敷根清掃センターにおける施設の長寿命化計画の策定を掲げております。以上がマネジメントシート施策に掛かる説明であります。この様な施策の振り返りと目標の達成状況を踏まえまして、後期基本計画において施策の目標値を設定しております。資料の総合計画、後期基本計画素案の27ページを御覧ください。まず、1、施策の目的につきましては、前期計画と同様、循環型社会の形成を推進するでございます。次に2、現状と課題の現状についてであります。前期基本計画と比較して大きな状況変化としましては、合併前の旧市町ごとに異なっておりましたごみの分別収集については、一元化されたこと。また、一般廃棄物管理型最終処分場の建設について地元自治会と合意締結し、整備に着手した点であります。次に、課題についてであります。現状に記載しております内容等を踏まえまして、後期基本計画では五つの課題を掲げておりますが、一般廃棄物管理型最終処分場の関係で、一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成を図り、飛灰固形物の適正かつ安定的な処理体制を構築する必要があることを新たな課題とし、他の課題については前期基本計画と同様となっております。次に28ページを御覧ください。次に3ですが、方針につきましては廃棄物の適正化を推進するため、前期基本計画に引き続き廃棄物の発生抑制、リユースですね。それと部品等の再生使用、リユース、使用済製品等の原材料としての再利用、リサイクルの3Rを推進することとし、新たに後を絶たない不法投棄の防止を追加いたしております。また、各処理施設や設備の更新に

は膨大な経費が発生することから管理運営経費の節減と安定的な処理能力の確保のためには、適正な管理運営が求められることから、新たに一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成を図り、ごみ処理施設、し尿処理施設、下水道処理施設を含め、適正な管理運営に努めることを追加いたしております。次に、4、目標値についてであります。前期基本計画においては、3Rを推進しながら、リサイクルのみの成果指標となっておりますので、今回新たにリデュース、リユースに関する成果指標を追加いたしております。目標値の設定理由につきましては、まず、1番目の市民一人当たりのごみの排出量の前期基本計画における達成状況であります。平成24年度の目標値の900gに対しまして、平成23年度の実績値は923gで、まだ目標を達成できておりません。平成23年度を除くと近年940g前後で推移していることから、後期基本計画においても引き続き目標値900gの達成を目指すことといたしております。続きまして、2番目のリサイクル率につきましては、平成23年度の実績値は15.6%となっております。現在、本市のリサイクル率は県内平均を下回っている状況であることや県の環境基本計画では平成27年度の目標値を21%としていることなどを考慮しまして、後期基本計画における目標値を21%に設定いたしております。3番目のリデュースに取り組んでいる市民の割合につきましては、後期基本計画で新たに設定した目標値であり、平成29年度の目標値を80%としております。4番目のリユースに取り組んでいる市民の割合につきましても新たに設定した目標値であり、平成23年度実績値は68.7%であり、目標値を85%といたしております。次に29ページを御覧ください。5、施策と基本事業の体系につきましては、前期基本計画と同様、リサイクル等の推進、廃棄物等の適正処理の推進、不法投棄の防止、廃棄物処理施設の整備管理の4つの基本事業を掲げております。次に6、基本事業の内容につきまして御説明いたします。まず1番目の基本事業、リサイクル等の推進につきましては循環型社会の形成のためには3Rを推進する必要があり、また、リサイクル率については、前期で掲げた目標を達成できていない状況でもあるため、前期に引き続き取り組んでまいります。2番目の基本事業、廃棄物の適正処理の推進につきましては、循環型社会の形成のためにはごみとして出されるものと資源として再利用されるものとが区別され、それが適正に行われることにより、ごみの減量化と処理コストの削減が図られることから、前期に引き続き取り組んでまいります。次に3番目の基本事業、不法投棄の防止であります。29ページから30ページにかけて御覧ください。後を絶たない不法投棄の防止につきましては、今後も引き続き取り組むとともに、違反者に対する指導の強化に努めます。続きまして、4番目の基本事業、廃棄物処理施設の整備管理であります。一般廃棄物管理型最終処分場につきましては、建設工事に着手したことから早期完成を図る旨の表現に改めております。また、ごみ処理施設など各施設につきましては、適正な維持管理と、安定的な処理能力の確保、施設の長寿命化や低コスト化に取り組み、処理コストの削減に努めることといたしております。以上で説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

内容について説明がありました。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）



先ほど敷根清掃センターの長寿命化計画を言われておりましたけれども、現在の敷根清掃センターがどれくらいまで今の状況である程度管理をされながらやっているわけですけれども、毎年毎年、だいぶ大きな予算の出費もあるわけですけれども、どれくらいまで計画を考えていらっしゃるのか、もうできているのかお伺いします。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今、平成 24 年度で敷根清掃センターの長寿命化計画を策定中でございます。今現在、まだ計画書として上がってきている段階ではございません。3 月一杯をもって、一応計画書策定しているところです。ただ、打ち合わせの中等でいろいろと協議をしております。今まで、普通こういう焼却施設につきましては、15 年から 20 年を目標に当初の段階で建設をいたしておりますので、敷根清掃センターでもそういう形で、15 年から 20 年を予定しておりました。それで、一応この長寿命化を策定する中では、やはり期間的改良等行いますので、その後、改良等が終了してからせめて 15 年は長寿命化できるということを目指して、今策定をしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

今、あそこができて何年になりますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

平成 15 年から稼働いたしておりますので、今現在 10 年経っているというところでございます。

○委員（新橋 実君）

ああいった施設は中の管理次第では、毎回火を使うので特に管理が大変だと思うのですが、その辺を今回指定管理のほうにされていかれるのかなと思うわけですが、やはり造った業者が見るのが一番いいのでしょうか、今後はどういう形で進めていかれるのか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今、管理運営の部分での御質問だと思います。管理運営につきましては敷根清掃センターにおきましては、直営をまだ引き続き当分の間はしていこうと、その中で熔融焼却施設そちらのほうは外部への業務委託ということでいたしております。色々と今回の長寿命化を策定する中でも施設の管理運営、どのような形がいいのかも検討をしていかなければならないということで、今検討は進めているところでございます。

○委員（前川原正人君）

施策のマネジメントシートの中で、リサイクルの率が目標値と実績値を比較した時に、大体 64%しかできなかったということで、要因が徹底した分別が行われていないことが要因と考えられると、リサイクル率に換算されない新聞等の古紙の要因もあるのだけれどということですが、ここの 64%というのを分析ですよね、要因としてはリサイクル率として数値で出てこないという部分があるのですが、分析はどのようにされているのですか。例えば、具体的に言うと 1 市 6 町の中でのリサイクル率というふうに捉えたときに、どこの箇所がどうだという分析をされているのでしょうか。

○廃棄物対策グループ長（濱崎利広君）

資源ごみの分別が地域別にできている、できていないというような分析というような詳しいデータはないのですが、全体的に現在の分別は浸透しているとは思われますが、まだ徹底されていない部分が全体的にあると思っております。なので今後細部にわたる分別表を作って、ホームページに掲載して霧島市民の方々に周知を徹底したいと思っております。

○委員（前川原正人君）

ひとつは気になるのが、これは家庭用のごみが主体になっていくと思うのですが、その中での事業所のごみというのも中に入ってくるのですよね。割合的に見た時はどれくらいでシートを作成されているのでしょうか。

○環境衛生課長（川路和幸君）

割合ですが、家庭系のごみが65%、事業系が35%でございます。

○委員（前川原正人君）

どうしてもシートでの議論ですので、質疑・質問がなんでこうなるんだというふうにしかならないのですよね。のうひとつは不法投棄の防止ということで、すべて目標値が未達成をしたのだということと書かれているわけですけど、不法投棄の防止の目標値がまったく未達成だったという検証というのですか、どこまで、道路をずっと見まわってどうだという、そういうことはなかなか難しいと思うのですが、どこを捉えて不法投棄の防止が未達成になったというふうに分析といいますか、見ていらっしゃるのでしょうか。

○環境衛生課長（川路和幸君）

この成果指標を測定するものとしたしましては、市に寄せられる苦情処理簿というもので測定値を設けておりますので、それが50%ということでございます。

○生活環境部長（平野貴志君）

この成果指標の測定方法を苦情の処理件数、そういう通報とかそういったものを持ってきておりますので、その苦情が多かったことが不法投棄が多かったことにつながるかどうかという部分は検証をしておりませんので、総合計画の前期の基本計画を定める時の数値目標をこの件数を用いた関係で、その件数が上回りましたので、結果としてその数値目標からは50%でございましたので、目標を達成しなかったというようなふうになっておりますので、そのこと自体が不法投棄が多かった、少なかったというところに直接のところは結びついていないというふうに書かれております。

○委員（新橋 実君）

不法投棄の防止のところになるかどうか分かりませんが、今、環境美化推進員というのがいらっしゃるんですね、ああいう方の活動が各地区に一人ではなくて、校区に一人ではないかと思うのですが、自分達で道路の掃除をされたり、結構見かけるわけですけども、やはりあの人たちに対する権限というのがなかなか、ただあの人たちは掃除をするだけで、いろんな会に出られて報告はされると思うんですけど、やはり権限をもうちょっと強くすることによって不法投棄をする方に苦情等も言えると思うわけですけど、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか。

○生活環境部長（平野貴志君）

先ほど申しました未達成の要因のひとつに推進員の方々が日々活動していただいて、そういうものを発見されている。そういう疑わしい物があるというようなことの連絡をいただくこと等にもつながっておりますが、その場合は推進員の方々から市のほうに、こういうような物があるということで連絡をいただきますので、私どものほうはパトロール員や担当が現場に行って、不法投棄に該当するといったものがあつた場合については、警察等と連携をして処理に当たっているということでございますので、なかなか権限をという話になりますと、通常お一人で活動されておりますので場合によっては危険が及ぶようなこともありますので、そういったことを防ぐと言う観点からも、それほどの権限ではなくて、私ども関係機関との連携を深めるという面の活動を主にさせていただいているということでございます。

○委員（有村隆志君）

27 ページの課題というところで、資源の再利用というところで、生ごみし尿汚泥、下水汚泥の堆肥化というのがございまして、ここで言う堆肥というのは何種類くらいあつて、どのようなものですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

ここで出てきているのが、し尿処理施設や下水道処理施設では、し尿汚泥・下水道汚泥の堆肥化が行われていますという、これは民間の堆肥化施設へ搬出し資源として再利用するというところで掲載しております。自分のところで作る部分については順調にいつているものですから、購入される方も順番待ちという形で予約をして受けていただいておりますので、そういう意味ではあそこでできる堆肥は循環されていると認識しております。

○委員（今吉歳晴君）

このし尿汚泥、牧園についてはちゃんとあの施設の中で堆肥化されているわけですよね。でもそのし尿処理場については霧島エコバイオでしたっけ、私たちが行った時は、あそこで埋立て処分をしていたのですよ。その後追跡調査をされているのですか。堆肥化というのを書いてらっしゃるのですけれど、確かに堆肥化されているのですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

南部し尿処理場のし尿汚泥につきましては、民間の事業者へ資源化をしていただくということで、委託をして処理をしていただいております。その汚泥につきましては他の物と混合調整されて、それを堆肥化して販売されるというふうに私どもが現地を見た段階では行っております。一部にはそれぞれの圃場に運搬だけをされる場合と、たまたま農家からの依頼によって運搬から圃場の整地等まで請負っておられて、その中に自家製の堆肥を搬入されて圃場を整備されているというふうに、私どもの現地調査、聴き取り、農家の方々との中で御伺いをしているところでございます。数量につきましても市のほうに委託契約をしておりますので、その数字についても報告をいただいている状況でございます。

○委員（今吉歳晴君）

委託契約されている以上は、ちゃんと堆肥化がなされているのか、その辺については追跡調査なりしたりしながらまた色々と資料をもってしながらでないと、我々が一遍行ったのは、周辺住民から色々苦情が出ているということで行ったのですが、その時は確かに畑跡を掘り起こして、その中に埋立て処分されていたものですから。ここでうたわれているとおり堆肥化ということをするのであれば、そこについては委託契約・処分契約しているわけですから、その辺は指導・追跡調査しながら資料等を常に求めていただきたいと思います。

○委員（前島広紀君）

27 ページ下の課題のところマイホームやアパート、マンションの新築については施設のごみステーションの利用を促進することにより、ごみ収集運搬業務の経費節減や効率化を図る必要がありますという、これすごく大事なことだと思うのです。一般質問でも何度か言わせて頂いたことがあるのですが、これは自治会活動にもすごく関係してくることで、大事なことではないかと思うのです。現状としては自治会の大きなごみステーションがある所のすぐ近くにアパートができて、そこにはまた別のごみステーションができて、自治会に入っている人は遠くからも、そのごみステーションに持ってくる。だけどアパートの人は自分のすぐ軒下に捨てられると、こういうことで、だんだんごみステーションが市内で増設されているのが現実ではないかなと思うのですが。お伺いしたいのは、今の設置条件、それとこの1枚目の裏の所の5番の施設の現状の右側の②のところの上から四行目ぐらいですかね、ごみステーションの増設については、設置方針により抑制ができたとありますが、これ平成23年度の取組ですね。だけどあんまり変わっていないような気がするのですが、その辺りどうなのでしょうか。

○廃棄物対策グループ長（濱崎利広君）

最初のごみステーションの新設条件ということで、まず、市としては新しくごみステーションを分譲地とかマンションが造る場合には、何個であろうとも、まず自治会のごみステーションを使って頂くようお願いをするというか、そういう形にしているのですが、どうしても自分達の所に造ると、自治会のごみステーションがいっぱいいっぱいでもう使えないという場合には、原則として10戸以上の世帯があれば造っていいですよというふうに認めています。10世帯未満については自治会のごみステーションを使って頂くように新設のオーナーの方をお願いして了解を得ている状況でございます。

○委員（前島広紀君）

それは分かるのですが、今、実際アパートが出来ると少なくとも10戸以上というのが普通だと思います。先ほども言いましたように、近くに自治会のごみステーションがあるのに、だんだん増えていくのが現状であって、例えば近くにある所は造れないとか規制はできないもののでしょうか。

○廃棄物対策グループ長（濱崎 利広君）

自治会によっては自治会のごみステーションがいっぱいだとか、要領も使うことが不可能ですという意見もあるので、原則として10戸という形で、市としては線を引いていると考えています。

○委員（前川原正人君）

もうひとつは廃棄物処分場が、一応ひとつの目途がついたことになっているわけですが、その当時ごみの排出量を少しずつ、少しずつ努力をして、少なくすることで、飛灰降下物の量も減るであろうということが言われてきていたわけですが、これはあくまでも平成23年度の達成度の評価で、平成24年度の施策をどうするのか、次平成25年度というふうなことになっていくわけですが、あくまでも想定でしか言えない部分ですが、廃棄物処分場ができていく過程の中で、ごみの排出量をこの計画の当時は、一人あたり900gということで想定をしているのですけれど、これはまた処分場を建設していくにつれて、その目標値というのも変化をし得るという理解でよろしいのでしょうか。

○生活環境部長（平野貴志君）

先ほど冒頭に課長が御説明申し上げましたように、このごみの減量化というのは非常に大きな課題でございます。今御指摘がありますように、一般廃棄物の処理計画を作っておりますけれども、その中でもごみを減らしていく取組を進めるといふ大きな方針を決めております。例えば、そのひとつにマイバック運動や不要なものを買わないとか、いろいろな各家庭でできる取組というものもありますので、そういうものを色々なところで普及・啓発していくということ。例えば敷根清掃センターを申しますと、敷根清掃センターに搬入される特に家庭系のごみの中には、生ごみもございます。その生ごみのほとんどは水分が非常に高い状況で持ち込まれますので、その物もカウントされているのです。数字的なものでは、例えば930gというものがございますが、その水分を切っていただくことで、非常に敷根清掃センターに搬入されるごみの量も減りますし、敷根清掃センター自体も無理をしないという取組になってきますので、そのような取組を現在国分地区では水切り用のバケツも配付もしておりますので、そういうことが徹底してまいりますと、ある程度目標が達成してくるのではないかと、ただ基本的には大きな量の減量化となりますと、また別途先ほど申しました徹底した資源化をしていくということも出てまいりますので、そういうところについては鋭意努力したいと思います。結果的に減量化ができて、搬入される量が少なくなって、飛灰降下物が少なくなった場合というのは当然に最終処分場へ搬入される飛灰降下物等も当然減ってくるわけですし、施設に搬出するにしてもそういうものが減ってまいりますので、結果的には財政負担が軽くなるということにはつながっていきまじ、施設の延命化といったものにもつながっていくのではないかと考えております。

○委員（前川原正人君）

旧末吉町が生ごみのリサイクルということで、あそこは堆肥センターを持っていたのですよ。あそこは畜産が主な産業ということで位置付けられて、生ごみを処理をして、当然ナイロンとかビニールとか、そういうものはすべて分別して、堆肥センターに持ち込むということ等の施策も実際やっているわけですね。ですから政策的な部分で市としてもそういう取組というのが今後必要になっていくのではないのかなと思うのですが、そのことでごみの減量化にもつながっていきまじ、まずは出さないことが一番なんです、その受入先という点でも政策的な取組が今後必要になってくると思うのですが、その辺の協議・検討はいかがでしょうか。

○生活環境部長（平野貴志君）

まず、先ほどごみの減量化という大きなくくりでごみというふうな捉え方をさせていただきましたが、市が収集運搬をするものの他に事業系のごみもあるわけです。そしてそれ以前に収集運搬を市なり、あるいは事業系のごみを収集運搬する前に、例えばそれをリサイクルに回したとなりますと、このごみの量というのは把握ができませんので、そのものはカウントされないこととなります。旧末吉町がそういうことをされたとして、それを自治体が直接されているのであれば、それはごみの量としてはカウントされていくのではないかと。その中から埋め立て処分する物とリサイクルする物というふうな分け方になっていくのではないかと思いますので、私どももそこらについては、先ほど申しました一般廃棄物の処理計画というものを毎年度策定しますので、そういう中で様々な取組をしていかなければならない。それから先ほど申し上げませんでした、現在国分・隼人地区の一部の地域で生ごみの堆肥化をしております。それは農業をされている方がリサイクルをしておられて、それを堆肥化して使っておられるということでございますので、そういうことが大きな規模で実施していけるとなると、先ほど議員が言われたことにつながっていくと考えております。

○委員（田代昇子君）

先ほどリサイクル率について平成 23 年の目標達成ができなかったということで、これは達成率が 64%と書いてありますけれど、その原因は新聞の回収があるから 64%ではないかなとおっしゃっていましたが、これは平成 23 年度なのですが、ここ四、五年回収が非常に進んできて、今少なくなっているなというのは分かっているのですが、これは定着してくればすごくいいことだと思っているのですが、その調査というのは、その後の統計も取っていらっしゃるのではないかなと思うのですがいかがですか。

○廃棄物対策グループ長（濱崎利広君）

平成 19 年度から南日本の自主回収というのが始まっているみたいで、平成 19 年度には 541.69 t です。平成 20 年度で 670.37 t。平成 21 年度で 888.83 t。平成 22 年度で 974.39 t。平成 23 年度で 983.12 t というふうに毎年のように南日本の自主回収の量が増えてまいりますので、その分だけごみステーションに新聞が出るというのがだんだん少なくなっているということで、先ほど言いましたように年々回収量が多くなってきているために、リサイクル率が下ってきているという一つの大きな要因であると考えております。また、24 年度は 10 月現在で 570 t くらいなので、更に新聞の回収量というのは増えてきている。年々増えてくるのではなかろうかと我々としては考えております。

○委員（田代昇子君）

先ほど部長がおっしゃいましたように、ごみの水分を取るバケツを国分地区はもらっていますよねあれの使用について、成果をアンケートなりとられた経緯はないのですか。

○廃棄物対策グループ長（濱崎利広君）

国分・隼人合わせて 21 自治会、生ごみの分別リサイクルをやっております。3 月の頭にアンケートをとりまして、その中には賛否両論ございまして、この事業は大変いいことなので続けてほしいと

いう意見や高齢者の方はごみステーションまでバケツと可燃袋を持って来るのが大変だというような、市としては考えてほしいというような意見も色々あったので、今の続けてほしいという意見よりも、ここをこうしてほしい、ああしてほしいということを今後また検討していきたいと考えています。

○委員（田代昇子君）

自家用に「こんないいバケツはないよね」と言って使っていらっしゃる方を見て「あら、まあ」と思ったのですが、私は95%堆肥化させております。自分の家でもここ四、五年ひとつも出しておりません。ぜひ事後の調査をしながら使ってほしいという願いを込めてそういうものの活動につなげていければ大変いいかなと思っております。これはお願いですけれども。

○委員（新橋 実君）

先ほど田代議員が言われておりました新聞の古紙の回収ですけれども、あれは新聞屋さんが持っていけば地域には何の反映もないのですが、収集会社が持って行けば山崎資源センターに持って行って、地域にお金が還元されると思うのですが、その辺はどうなのですか。

○廃棄物対策グループ長（濱崎利広君）

今、市のほうで紙が回収されていったときに山崎資源センターという所に搬入されるのですが、その分の売却益というのが、市のほうに入ってくるようになっていきます。なのでたくさんあればあるほど市のほうの財源というのは潤ってくるということになります。

○委員（新橋 実君）

だから、それを市民の方には私も言うのですよ。会う人には「なぜここに出すのですか。これは市のほうで、収集でやったほうがお金になるので、また自治会に返ってくるのですよ」ということは言うのですが、そういった広報はされているのですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

現在、新聞社がされているのは、すぐ自分の玄関の所で回収をされるという手法を取っておられるものですから、非常にそういうところのサービスの面では市がするには、なかなか追いつかないのかなと。ただ、私どもとしては自治会等を通じて資源化に取り組んで下さいということでお願いしておりますので、そういう部分については委員が言われましたように「こうして市のほうの財源になっていくのだよと、そしてそれが地域に返ってくるのだよ」という積極的なPRをしたいと思えます。

○委員（有村隆志君）

自治会で草刈りや木を切ったとしますよね。量があったということで、トラックで自分で敷根清掃センターへ運ぶ、これもそういったごみの中にカウントされているのですか。

○廃棄物対策グループ長（濱崎利広君）

ボランティア清掃等で敷根清掃センターへ廃棄されたすべてのごみ、草とかそういうものもごみとしてカウントされます。

○委員（有村隆志君）

であれば、どこかストックする所に一回置いて、水分を飛ばしてあげれば、その分がさっきのごみ

のバケツでないけど、それともパーセントを掛けて引いているのか。そういうことはしないのですか。

○廃棄物対策グループ長（濱崎利広君）

ボランティア清掃には自治会がされて、自治会の方々が直接、敷根清掃センターに持って行くという方法と刈られた地域に草木を置いていて、シルバーが持って行くという二つの方法がございまして、シルバーに委託される自治会については、シルバーが草木は自分達の仮置き場に持って行って堆肥化をするというふうにされております。自治会が直接持って行く場合には、なるべく緊急性がなければ枯らせて、できるだけ乾燥させて持って行って下さいというお願いは窓口に来られたときにしております。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。しばらく休憩します。

〔休 憩 午後 3時20分〕

〔再 開 午後 3時25分〕

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどありました所管事務調査ですが提言することがあれば何か出して下さい。総務常任委員長へ報告する提言はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

総務常任委員長へは提言なしということで異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。そのように取り計らいます。次に、3のその他です。(1)閉会中の所管事務調査については、項目を「生活環境行政について」及び「保健福祉行政について」とし、提出をしておくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

以上で、本日の日程は全て終了しました。

したがって、環境福祉常任委員会を閉会します。

〔閉 会 午後 3時27分〕

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委 員 長 松 元 深